

第 6 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 19 年 6 月 12 日 (火曜日)

議事日程

平成 19 年 6 月 12 日 午前 9 時 30 分 開議

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通告順	議席 番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. 「大山の水」の活用について
2	20	西山 富三郎	1. ふるさとを胸はって名のらせたい 2. 町民スポーツ憲章の制定を囃らきたい
3	3	吉原 美智恵	1. 町民との対話や交流の場を 2. 外部評価制度の導入を
4	8	岩井 美保子	1. 全国和牛能力共進会への取り組みについて 2. 5月の集中イベントについて
5	11	諸 遊 壤 司	1. 公民館の使用料を無料化へ 2. 人口減ストップの施策
6	14	岡 田 聰	1. 医療事務の外部委託は必要か 2. ごみ袋有料化後は 3. 小学生のスポーツ育成は
7	7	川 島 正 壽	1. 中・長期的な財政再建の取り組みについて 2. 名和小学校の統合後等について 3. 生ゴミリサイクル化の取り組みを 4. 阿弥陀川水系産米を大山ブランドに
8	2	西 尾 寿 博	1. 権限移譲について 2. 地球環境汚染の軽減対策と肥満防止に自転車通勤の勧め
9	4	遠 藤 幸 子	1. 介護予防の方策について

10	9	秋田 美喜雄	1. 集落営農と農業後継者不足について
----	---	--------	---------------------

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通告順	議席 番号	氏 名	質 問 事 項
1	18	沢 田 正 己	1. 「大山の水」の活用について
2	20	西山 富三郎	1. ふるさとを胸はって名のらせたい 2. 町民スポーツ憲章の制定を図りたい
3	3	吉原 美智恵	1. 町民との対話や交流の場を 2. 外部評価制度の導入を
4	8	岩井 美保子	1. 全国和牛能力共進会への取り組みについて 2. 5月の集中イベントについて
5	11	諸 遊 壤 司	1. 公民館の使用料を無料化へ 2. 人口減ストップの施策
6	14	岡 田 聰	1. 医療事務の外部委託は必要か 2. ごみ袋有料化後は 3. 小学生のスポーツ育成は
7	7	川 島 正 壽	1. 中・長期的な財政再建の取り組みについて 2. 名和小学校の統合後等について 3. 生ゴミリサイクル化の取り組みを 4. 阿弥陀川水系産米を大山ブランドに
8	2	西 尾 寿 博	1. 権限移譲について 2. 地球環境汚染の軽減対策と肥満防止に自転車通勤の勧め
9	4	遠 藤 幸 子	1. 介護予防の方策について
10	9	秋田 美喜雄	1. 集落営農と農業後継者不足について

出席議員（21名）

1番	近藤大介	2番	西尾寿博
3番	吉原美智恵	4番	遠藤幸子
5番	敦賀亀義	6番	森田増範
7番	川島正寿	8番	岩井美保子
9番	秋田美喜雄	10番	尾古博文
11番	諸遊壊司	12番	足立敏雄
13番	小原力三	14番	岡田聰
15番	二宮淳一	16番	椎木学
17番	野口俊明	18番	沢田正己
19番	荒松廣志	20番	西山富三郎
21番	鹿島功		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山口隆之	副町長 ……………	田中祥二
教育長 ……………	山田晋	代表監査委員 ……………	椎木喜久男
			(午後 欠席)
大山支所長 ……………	河崎博光	中山支所長 ……………	福田勝清
総務課長 ……………	田中豊	企画情報課長 ……………	小谷正寿
住民生活課長 ……………	後藤透	税務課長 ……………	野間一成
地域整備課長 ……………	押村彰文	農林水産課長 ……………	池本義親
水道課長 ……………	小西正記	福祉保健課長 ……………	戸野隆弘
人権推進課長 ……………	近藤照秋	教育次長 ……………	狩野実
社会教育課長 ……………	麴谷昭久	幼児教育課長 ……………	高木佐奈江
観光商工課長 ……………	福留弘明	大山振興課長 ……………	斉藤淳
診療所事務局長 ……………	中田豊三	農業委員会事務局長 ……………	高見晴美

午前9時30分開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（鹿島 功君） 日程第1、一般質問を行ないます。通告順に発言を許します。18番、沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） おはようございます。議員の中から、トップバッターだから頑張れ、頑張れという激励の言葉をいただきながら、トップで一般質問したいと思います。

私は大山の水の活用についてということでございますけれども、私はこの水を利用して、自主財源の財源にしたかどうかということ町長の質問するわけでございます。私がこういうふうに通告した、それを知ってか知らんか知りませんが、監査委員が土曜日の日に、大山の水というものをテレビで紹介しておりますですね、こりゃ俺を応援してごいとするようなものだなあ、というふうに喜んでおったような次第でございます。内容は水が良くて、豆腐もこういうふうないい豆腐ができて、隣近所にもおすそ分けしておりますよということがテレビに映っておりましたが、全くそりゃあ大山の水といったらこら全国にない有名な水である。

淀江町辺り見てみましても、名水だということをおっしゃるけれども、この名水も何であろうに、大山からずーと下がってきた水が名水になっておる。ところが肝心の大山町はいったいどうなってるんだということ。ところが伯耆町にしましても、先月の臨時議会の夜だったと思いますが、伯耆町の町長が、「伯耆の水として売りますから、一つよろしくお願ひします」ということをテレビで放送しておりました。それからなおその前に、江府町のサントリーにしましても、水がいいからサントリーが使うということで非常に有名だなというふうに思っておりますし、なお米子市も地下から水上げる水はうまいぞということで、これも販売に振り切ってテレビで放送しております。

まあ、そういうことからしてですな、中山はこの水を利用して自主財源の足しにしたかどうかということでここに一般質問させていただくわけでございますが、私のうちにも梨園に見学者が来まして、うちのところの水は開拓水道でこれは大山の一番甲川から湧き出る水のところで水をっております。

ところが来られたお客さんが、「なんとうまい水だな。こげなうまい水は飲んだことがないわ」ということからですね、こりゃなんとかせないけん。これだけうまい水だと人にその言われるようだったら、とにかく町のために利用してもらわなならんということから端を発したのが、今日の一般質問でございます。

まあ何を言いましても、自主財源と申し上げますと、これはご存じのとおり、一般財源の中の26.8%というものが自主財源です。ところがその自主財源の中身をみてみますと、町税で15億7,439万61円ということで16.26%、それから繰越金でございますが、これは4億8,547万円これは5%、それからその他でございますが、5億4,664万円これは5.6%、全体で16億642万円これが26.8%の自主財源の全額なんでございまして、町長さんはおれが言わんでもよう知っておられると思うのですが、ところがおら、来ておられる傍聴者の方に、皆さん方の税金はこういうところに入ってるんだということを知っていただきたい。という意味から、声を大にして言ってるような次第でございます。

そういうことで何を申し上げましても、町の財政と申し上げますと、これは交付金でございます。交付金が40%、ところが交付金というものについてはこれは人口が主体、それに付随して面積によって配分されているということなんです。鳥取市あたりが2010年には、これは20万3,000人おります人口が、10年先には40万になりますということをおっしゃいます。鳥取県といたしましてでも2035年には、これは60万おりますけれど、2035年には、50万を切り、49万人ということになりますよということをおっしゃる。非常に人口が減ることについて心配されます。

私が心配しますのは、自主財源が税金がほとんどであるということになれば、恐らく10年も先になれば、高齢者も40%を越すだろう。そうしたときに40%仮にあったところで、若者がなら60%おるかといいますと、その中の20%は子どもだと思ふ。15歳以下の子どもだと思ふ。そうした中で40%の者がいかに税金を納めてみたところで自主財源の現在の金額にはならないと思ふわけなんです。まあそういう意味からしてもですね、何とかしてかかって自主財源を増やしていかなと、地方分権の条件の中に、これから先は交付税は減っていきますよと。ところが、各町の自主財源で財政を補っていきなさいってということが、地方分権であり、また地方分権の条件の中に入っていると思ふ。

そういうことから、一番気になりますことが、果たしてこのままで大山町が安泰した財政が補っていけるんだろうかということが一番心配されるわけでございます。

そこで今朝、議長の方からできるだけ短くして、今日一日でしまふようにしてごせよということで、あんまり長話をすると、今日一日で済まんようになりますので、私も趣旨さえ申し上げれば、あとは町長の答弁を待つばかりでございますので、そういうふうにしたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは沢田議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思ふいます。

ご指摘のとおり自主財源の確保、大変どこの自治体にとっても重要な課題だというふ

うに思うところでございます。そういった中で、その自主財源の確保に向けて開拓水道の水など、大山の恵みの水として売り出してはどうかというご質問でございました。

ご指摘のとおり、この水道は大山山系を水源といたしておりますので「うまい水」であるということは間違いのないというふうに思っております。この開拓水道の利用の目的は、農業飲雑用水と一部畑地灌漑用水でありまして、町内に315カ所の受益があり、生活用水や家畜の飲用水などに利用されているところであります。また、自然の湧水を利用しているために、水量にも不確定要素をはらんでいるところであります。

従いまして、このような事情から開拓水道を活用して、これを「大山恵みの水」として販売していくということは、実情事業は非常に難しいのかなというふうに思っているところであります。

ただ先ほど、ご案内のように、全国的に天然の高品質な水の需要が高まってきている中におきまして、大山山麓の伏流水も複数の大手の飲料メーカーが商品化をしております。大山の水としてこの自然豊かな大山の名前とともにブランド化をしつつあるというふうに思っておるところであります。

こういった近隣の水ビジネス、こういったものを追い風にしながら、今町内の大山恵みの里づくり計画、こういうのを進めているわけですが、こういった町内の水資源を商品化できないかどうか、またさまざまな特産品の付加価値的な要素としてこの水を活用できないかどうか、こういったところもこの計画の中で検討してまいりたいというふうに思うところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田正己君） 町長の今答弁の中で、慎重に水の確保、資源を調べてみたいということでございますが、私は昨日のテレビだったと思うのですが、北京の方は水不足で、水道局が番ついておって、水を盗まれらへんかということで一生懸命やっておる。中国ってところは、とにかく飲み水がなくて本当に困っている。

ところがその水を鳥取県の中山からどんどん送り込んで、いや大山町から送り込んでいくとすな、中国も大変喜ぶと思うし、世界平和のための役立ちになると思うわけなんです。私の願いといたしましては、町長がいつテレビ対談で「大山の恵みの水として売りに出しますよ」と、これは私の仮称でございまして、大山恵みの水として、うまい水を売り出しますよということが、町長がテレビ対談をすることを希望しながら、私の一般質問を置きたいと思っております。どうも失礼しました。

○議長（鹿島 功君） 次、20番 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 本日は童謡なり、詩、エッセイを紹介しながら、感性に訴えてまいりたいと思っております。ふるさとを胸はって名のらせたい、隣保館活動を中心としてということで始めの質問をいたします。

夕やけ小やけの赤とんぼ、負われてみたのはいつの日か、山の畑の桑の実を小かごに摘んだはまぼろしか。三木露風が6歳の時、離婚して鳥取に帰ってしまったその母の背に見えたふるさとの景色が忘れられず、32歳の時に詠んだ歌であるそうです。

「シャボン玉とんだ 屋根までとんだ 屋根までとんで こわれて消えた かぜかぜ吹くな シャボン玉とばそ。シャボン玉消えた 飛ばずに消えた 生まれてすぐに こわれて消えた かぜかぜ吹くな シャボン玉とばそ。」明治39年島崎藤村は貧乏のどん底で、部落差別を取り扱った「破戒」を出版しました。その前後に3人の子どもが相次いで亡くなったそうであります。野口雨情がそれをねぎらったのが一番の詩、2番は生後間もないわが子を失った雨情が、わが子をしゃぼん玉にたとえ、悲しみを昇天への祈りを込めて歌ったと言われていています。歌というものは人間の喜びや悲しみの叫びであります。

ふるさとは血につながるふるさと、親・兄弟・子どもがいます。言葉につながるふるさと、文化の共有をしてまいりました。仕事なりわいです。心につながるふるさと、友・知人がいます。人々のよすがであり、生きがいであります。その誇らしいふるさとに私たちは生きています。

しかし、残念ながらふるさとを名乗ることにより、ふるさとがばれる、そして市民の権利が不十分にしか保障されなくなる。これが同和問題であります。誰の前で名乗っても、ありのままの姿で生きられる社会を作る、ここが大事なところです。誰の前で名乗ってもありのままに生きられる社会を作るために憲法に基づいて、同和对策審議会の答申があります。ふるさと、丸岡忠さんは、山口県の方で運動をやってこられた人です。ふるさとを隠すことを父は獣のような鋭さで覚えた。ふるさとをあばかれ、再び帰らぬ友がいた。ふるさとを告白し、許婚者に去られた友がいた。わが子よ、おまえには胸はってふるさとを名乗らせたい。瞳をあげ、何のためらいもなく、これが私のふるさとですと名乗らせたい。私たち人間の基本的な願いです。このたびは、その一翼を担う隣保館を中心に以下質問をいたします。

国の隣保館運営要綱の抜粋には、6つの事業が示されています。その中で今回は4項目を質します。

一つ、社会調査及び研究事業、地区住民の生活実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究すること。これまでの調査で格差を示し、研究の実情を明示されたいと思います。

二つ目は、啓発、広報活動はどうあるべきかであります。新築資金、税などの滞納がある。お荷物であるという発言もある。町民の中にお荷物と言われる人がいますか。またかわいそうというような発想もある。かわいそうという発想をどう思いますか。

三つは、地域交流事業はどういうものか、どう取り組んでいますか。

四つ目には、旧3町の隣保館、児童館に水平社運動に関する資料が掲示されています。

水平社宣言の内容、荊冠旗の内容、解放運動の目指すもの、これらのことを職員は十分説明できますか。隣保館は価値意識の醸成、または行動を促進するものであります。机に向かっているだけでは不十分ではないでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは西山議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

人はそれぞれにふるさとについての思いや願いは異なるものであると思っております。まっ、しかし、同和対策審議会答申にあるように市民的権利が十分に保障されていないふるさとがあることから、本町におきましても同和対策事業特別措置法、地域改善対策特別措置法、地対財特法に基づき同和地区を対象として各種事業を実施してまいったところであります。この結果、住環境の整備において一定の成果があったことは周知のとおりであります。

しかし今日におきましても部落差別をはじめとする人権に関する差別や偏見に係る事件・事象は少なからず発生しており、啓発・教育は大きな課題であることを冒頭に申し上げ、以下、ご質問の隣保館活動についてにお答えさせていただきます。

はじめに、社会調査及び研究事業におけるこれまでの調査での格差を示し、研究の実情を明示されたいとのご質問であります。平成17年度に実施をされました鳥取県の同和地区実態把握等調査によれば、依然として地区と地区外とに就労・福祉・教育などにおいて格差が見受けられます。例えば、15歳以上の世帯員の就労状況についての雇用状況を見てみますと、日雇いや臨時雇いといった極めて不安定な雇用状況にあり、このことが世帯の経済を不安定にしている状況が伺えます。

また福祉の分野におきましても生活保護世帯の率も高い状況にあり、地区外に比べて生活困窮度も高いものであると認識いたしております。また、本町においても高齢者世帯や独居世帯を定期的に訪問し、状況把握に努めているところであります。これらのことを踏まえ、人権交流センターや隣保館では相談事業をはじめとして、同和問題の講演会や識字学級、転倒予防教室、料理教室などの学級・講座を実施し、住民の生活向上に努めているところであります。

次に、啓発・広報はどうあるべきかのご質問であります。言うまでもなく同和問題は、市民的権利と自由を完全に保障されていないという深刻な社会問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重大な問題であります。

したがってこのような問題解決のために先ほど申し上げました法律の下、住宅新築資金等貸付事業を実施してきたと理解しておるところであります。確かに貸付金の滞納は自主財源の確保や公平性の観点からすれば大きな問題であり、その解決に向けた徴収対策は喫緊の課題であると認識をいたしており、これらのことを踏まえ、同和問題について啓発・広報活動を実施してまいりたいと考えておるところであります。

次に、地域交流事業とはどういうものか。またその取り組みは。と、いうことでござ

います。

地域交流促進事業は、隣保館が周辺地域との交流に積極的に取り組み、地域社会における相互の理解が促進をされ、かつ、人権・同和問題が速やかに解決させることを目的として、教養・文化活動など地域住民の交流を図る事業として実施しているものであります。今年度は、人権交流センターにおきまして地域交流促進事業として「お茶の会」「銭太鼓教室」「生け花教室」等を、中山ふれあいセンターにおきましては、「英会話教室」「茶道教室」「書道教室」等を、中高ふれあい文化センターにおきましては、「健康体操教室」「生け花教室」「料理教室」等の教養・文化活動をとおして、頭書の目的を達成すべく周辺地域の皆さまと交流を深めているところであります。

次に、水平社運動に関するご質問であります。「水平社宣言の内容」につきましては、大正11年3月3日、京都市・岡崎公会堂での全国水平社創立大会で採択された日本で最初の人権宣言であると理解をいたしております。

次に、荊冠旗の内容についてであります。水平社旗で水平社運動の象徴であり、戦後においては部落解放同盟旗となったものであり部落解放運動の象徴としての旗であると理解をいたしております。

解放運動の目指すものは何かということであり。部落差別による人権侵害に対して抵抗し、基本的人権の回復・確立を求める運動であると理解をいたしております。また、この運動の最終的な目標といたしましては、部落差別からの完全解放と同時に日本社会の完全平等化を目指したものと理解をいたしております。これらのことを職員は十分説明できるかということではありますが、あらゆる研修を通して、正しい理解と認識を深め、さらに一層職員の資質の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、隣保館は価値意識の醸成、または行動を促進するものであり、机に向かっているだけでは不十分ではないかというご指摘でございました。隣保館は、隣保館設置運営要綱に示されておりますように、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺の地域住民に対して、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる福祉センターとして生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業及び人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図ると共に、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的としており、地域に密着した福祉センターとして、地域住民のニーズを的確に把握し、生活改善を図るなどの活動を持続的に進めると同時に、人権・同和問題に対する理解と認識を高めるための交流や啓発活動を課題と位置づけ事業を展開してまいりたいと考えておるところであります。

今後とも、さらに一層の隣保館活動の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご指導を賜りますことお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 幅広い質問ですから、今日は時間を協力しようということで、はしょっていきますけれどね。幅広い学習をしていますよ。「ぞうさん、ぞうさんお鼻が長いのね、そうよ母さんも長いよ。ぞうさん、ぞうさん誰が好きなの、あのね母さんが好きなのね。」自分の鼻や母さんに誇りを持っている歌です。これはアンデルセン賞を受けた、まどみちおの歌です。ご承知のように、アンデルセンはデンマークの文学者です。親指姫、雛菊、みにくいアヒルの子、赤い靴の詩の作者です。保育所、小学校、児童館、隣保館等で教材詩として使っています。人間のやさしさや思いやり、認め合いという人間観がその背景にあるから教材になるわけです。私は人間のやさしさや思いやり、認め合いというものをですね、どうまちづくりに活かそうかという先頭に立っているのが、隣保館だと思ってるわけです。で、私たちの先輩で愛媛県の女性の方ですけども、江口いとさんという90歳を過ぎた方がおられます。人の値打ちという詩を書いておられます。

「いつかモンペをはいて、バスに乗ったら、隣座席の人が私を『おばさん』と呼んだ。よそ行きの着物に羽織りを着て汽車に乗ったら、人は『奥さん』と呼んだ。どうやら人の値打ちは着物で決まるらしい。人々はいつこの過ちに気づくであろうか。」こういうことを言ってます。町長はなかなか歌がうまくて人気があるわけですけども、千昌夫が歌った星影のワルツ、これはですね、村の青年が原作者ですよ。村の青年が女性と付き合い合っただけで結婚しようとしたところ、女性の周囲が猛反対をして、二人は心中しようとしたんですけども、男性の方が好きな女性の命を奪ったらいかんということで、自分から去っていく歌をですね作った、千昌夫が大ヒットした歌です。

さて、新築資金のことですけども、23億ほど借りたと思っています。それでね、4分の1は町が補助をするんですよ。だから4分の1というのは6億、だから6億というのはこの大山町にボーンと入っているわけですよ。で、4分の3は起債を借りてですね、それで町と契約者と契約をして、契約に基づいて履行しておるわけです。で、私たちみたいにですね、500万借りてきちっと払った人は、町がその4分の1は儲けておるわけです、そういう計算になっているんですよ。こういうふうな啓発も少ない。元の助役だった西山寛邦君もですね、小地域の懇談会とか、あらゆるところで小集落地区改良事業をやったために、1,000万名和町において固定資産税が増加した、上がったと言っています。沢田さんが元気を出されてやられた中林の地区改良事業もあそこは梨畑だったわけですね。梨畑と宅地とでは全然評価額が違いますよ。

それから、私はですね、声を大にして、皆さんは私よか年が下ですから、全然知らない人がおると思いますが、議員の皆さんも私が一期の時ですから、知らんと思いますがね、阿弥陀川の払い下げを6万5,000平米、私が先頭になってしていただいたんですよ。それはですね、ちょうど私中高から押平に帰る途中、阿弥陀川を通りましたら、土木の職員の方が二人と碎石業者の方が6人杭打ちをしてるわけです。で、皆さん何し

ておられるですかと言いましたら、30年も40年も前のことですから、公共事業が非常に多くて、阿弥陀川の砂利が飛ぶように売れたときです。その資材にすると、それはよく分かりますけども、あそこの部落を見てください。私の生まれたふるさとです。昔、阿弥陀川の氾濫によってですね、流されて断崖絶壁があります。ここを私は部落に払い下げをしていただきたいたいということで運動をしています。ちょうど私はそんなとき、部落の区長をして運営委員長でですね、西部の書記長で県の執行委員で議会では建設の副委員長をしておったわけです。すぐその現場を見まして、大森町長、角田宗雄議長、武田建設課長等に相談をしてですね、町長や議長がお話してくれて、ちょうど角田勇一さんが県会でしたから、神戸さんと角田さんは親戚だということで、名和町の議員が全部車で陳情にあがったんです。それでできたのが阿弥陀川の6万1,000何平米、その3,200くらいがですよ、宅地になったわけですよ。大変な国づくりしているわけですよ。大変な国づくり、私はずうの部落に生まれて良かった。何も恥ずかしくない、胸を張って生きたと思って、あの昭和の国づくりが私が発案して議員の皆さんや町の皆さんと共にやったんです。

もう一つ、村の人はですね、町長が答弁したように、市民的権利を阻害されています。就職、結婚、住宅ね、就労。しかし皆さん方も失ったものはあったんですよ。何ですか、失ったものは。人間を人間として正しく見るという目がですね失われてきた。心が奪われておったんですよ。それを私が庄内小学校のPTAの役員しておる時に、意識調査を行い、名和中学校が鳥取県で真っ先に社会的立場を明らかにする学習をやり、庄内小学校が社会的立場を明らかにする学校を小学校で一番にやったんだ。物心両面に亘ってですね、私は大いな仕事をしておりますから、押平に生まれて育ててよかったという自負があるわけです。もっとそういうふうなことを啓発してもらわないといけんと思いますよ。それとね、もっともっと隣保館なんていうところは私以上にもう、この間行ったら20年近くあそこに勤めておるんだそうです。20年ぐらい、そうするとあらゆる会合にといいますかね、「西山さん、こうだよ、こうだよ」と教えてくれないけん立場だと思っていますよ。

そこでね、私小学校時代あちこち歩いてましたけれど、町長は光徳小学校の出身です。職員室にこういうものが張ってありましたよ。一人の子どもを見失う時、その光を失う。教育が一人の子どもを見失う時、その光を失う。町民一人を見失うとき、町の光は消えるのじゃないですか。

それでは具体的にしていきましょう。一定程度ですね、同和対策事業によって、成果がありました。それじゃあ、安定した生活というものを私どもは願って努力しておるわけです。安定した生活というのはどういうことですか。安定した生活。

それから人権交流センターの隣に田んぼがありますから、放課後児童クラブが稲を植えています。この目的は何ですか。えー、今日は、まっ、この程度で止めておきましょう

うか。また次がありますから。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 西山議員さんの再質問に答弁させていただきます。先ほど来、さまざまな例を引き合いに出していただきながら、感性の大切さ、同和問題の抱えているさまざまな課題等、ご指摘、ご指導いただいたところでもあります。先ほど答弁申し上げましたように、同和問題を解決するためにハード事業として、住宅新築資金等、事業制度の中で活用し、在地区住環境の整備を整えていったこの事業として大きな成果があつては間違いないことだというふうに思っております。そういった中で先ほど、単にそれはその地域だけではなくて、その町、地域全体に大きな役割を果たしてきたんだというご指摘でございました。まあそれもそのとおりだろうというふうに思っております。

まあしかしながら、かといって一つの制度の中でお互いに確認し合つて、資金として融資を受けたものについては、それは基本としてはやはり返していくということが基本であろうというふうに思っておりますので、そういったことを踏まえながら先ほど申し上げましたように、この同和対策事業の今までの経過の必要性、あるいは経過というものをしっかりと住民の皆さんに啓発をする中で、やはりきちつとお互いにやるべきことはやっていくという、それがこれから大事なことだというふうに思っております。決して滞納額が増えていることを、これだけを捉えて問題視するべきものではないというのは認識はしているところでございます。

それから、まあ何が質問だったのかと充分に分からないものですから、どういうふうに答えていいのか分からないものがあるんでありますけれど、安定した生活はどういうことかという、捉えるかという質問があつたと思います。これはやはり、物心両面でやはり取り持つことだろうというふうに思っております。経済的に裕福になつてもやはり心の中でのゆとりがないと、やはりそれは豊かな生活ではないというふうに、安定した生活ではないというふうに思っておるところでありますし、また逆にお金が無いからといって心のゆとりがもてないわけでもないというふうに思っております。それぞれ生活、それぞれの思いがあろうかと思っておりますので、価値観さまざまではないかなというふうに思うところであります。

児童館の横で稲を植えるのは何の目的かということではありますが、これは隣保館なり、児童館活動をしておる、そういった責任の課長もおりますので、そこら辺がどういった思いで子どもたちにそういった活動をさせているのかということは担当課長の方からその子どもたちに伝えている思いという部分を答弁させたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤照秋君） 失礼いたします。人権交流センターの中にあすなる児

童館も入って活動をしております。あすなろ児童館では、農園体験ということで子どもたちに農作業体験をさせてきております。今議員さんからお話のありました人権交流センターの隣に約1,000平米の農地を地元の方から無償でお借りしまして、田植え作業とか野菜づくりを行ってきております。それでこの田植え作業、先月行ったわけでありまして、子どもたちが稲を植えたり、稲刈りをしたり脱穀をしたりという作業を通じまして、米や農業についての関心を高めていただきたいという思いからしてるところでございます。で、米ばかりではなくて、約500平米ほどは、野菜づくりをしておりまして、さつまいもとかピーマンとかすいかとかの苗を子どもたちと一緒に植えてきております。そういうことを通しまして、子どもたちにとっては、食に対する関心を高めたり、あるいは子どもたち同士で植えるわけでございますので、一緒に共に働いたということで子どもたち同士の協調性でありますとか、あるいは植えたことでも充実感とか満足感とか、そういうものが得られる事業ではないかということで実施をしているところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 安定した生活というものをうちの村の人はね、こういうふうに隣保館でまとめているようですよ。まず一つには、経済的なゆとりを持つこと、二つには心の豊かさを持つこと、三つめには、家庭、職場、近隣人間関係の豊かさを保つこと、四つにはですね、心がけでなく集団を良くしていく力を持つこと、こういうものを目指してね隣保館活動をしているようですよ。それでね、一番格差があるのは経済格差ですわ。ざっくりばらんな計算では、だいたい年金が月平均ですよ、平均ですよ。10万円違う、これ20年もらうとすれば年金を2,400万、それから年収が100万くらい違うだろうと。30年から37年働けばですね、3,000万とか3,000いくら違うと。5、6,000万一生のうちに違いがあるような実態におかされてること、これも少し行政の皆さんも知っておくべきだと思いますよ。こういうふうなことです。

それでね、こういう事業はできんのですか。人材養成事業というのはあの隣保館で。人材養成事業というのは、課長どうですか。私は大事なことではないかと思えますよ。それでね、心中三束を破るのは難しいと。山中の俗を破るのは難しいと。自分の心中の束、心理的なもやもやを破るが難しいということですね、私が机の上に座ってばかりおったっていかんよと。うちの村の人は海に入ってサザエやウニを採りますから、隣保館に勤めておる人は酒の1本でも持って行ってですね、ウニやサザエの新鮮なものを食べながらですね、対話をせないけません。何十年たってもその姿は見えんですね。そうやってそういうふうな社会的空間を埋めていく作業をせないかんですよ。ね、心中の俗がやぶるにかたい、かとし、この域を出していないのではないかとですね、思えますよ。それから隣保館の諸君にも私は言うんですけれど、報いられる期待をせぬ愛情と献身で

努めなさいと、安い給料だと、安い給料だろうけれど、報いられることを期待するじゃない、愛情と献身という言葉を持って頑張れと。愛情というのは真心、献身は思いやりだと。勤めておる人の信念で人の心を浄化せ、それが報いられるを期待せんということだよと、こういうふうに言っております。それからやっぱり悪人と闘う根性を持つと。悪人と闘う勇気を持つと、差別を見逃したりしたらいけない。悪いことをしたらいけないと言え。それからですね、そういうことで逃げていく人はですね、敵と闘わないようなことは私は信用せんよと。猫をかぶったり、トラをかぶったりするな。このように言っています。それからもうそろそろ終わりにしますけれど、松下幸之助さんはこういうことを言っていますよ。学ぶ心ということですね。学ぶ心さえあれば、万物全てが之石である。語らぬ石、流れる雲、つまりこの広い宇宙。この人間の長い歴史、どんなに小さいことでも、どんなに古いことでも、宇宙の摂理、自然の理法が密かに脈づいているのである。そしてまた人間の尊い知恵と体験が滲んでいるのである。これらの全てに学びて。

町長、これまでに隣保館に何回くらい来ましたか。大山、名和、中山、隣保館に出向いてですね、現地で学ぶということが大事だと思いますよ。町民に学ぶという姿勢が、まちづくりの基本で、町民から信頼をされることだと思いますよ。みんなで気づこうではありませんか。共に生きる豊かな社会、その先頭にあなたは立ってください。そして、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国にハンセン病、アイヌ人、これらも含め、生まれてきて良かった、住んでいて、生きていて良かった、というまちづくりの先頭に立つ決意をお示してください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） ありがとうございます。再質問に答弁さしあげますが、おっしゃるように人権問題、全てのまちづくりに繋がる施策だというふうに思っております。先ほどご質問の中でおっしゃいました人への思いやり、これをまちづくりに活かしていく先頭に立つのが隣保館だという、活動だというお話もありました。当然、隣保館活動に限らず、町政の中でそういった思いの中で住民一人一人がお互いを理解しあい、支えあうそんなまちづくりにすることが、今議員おっしゃるような目的に到達していく道筋であろうというふうに思うところであります。今後ともご指導よろしくお願い申しあげまして、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤照秋君） 失礼いたします。人材養成ということでのご質問でございました。町長が申しあげましたように、啓発活動、教育活動、教育委員会と一緒に今後一層さらに充実したものにしていきたいというふう考えております。町といたしましても、教育委員会あるいは人権同和教育推進協議会という組織と連携をしながら、人権セミナーでありますとか、団体の方から参加していただきまして、推進者養成

講座など積極的に今後も続けてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。以上であります。

(「議長、次進みます。」の声あり)

○議長(鹿島 功君) 西山富三郎君。

○議員(20番 西山富三郎君) 次の質問に移ります。町民スポーツ憲章の制定を図りたいということでもあります。

スポーツの意義・役割は爽快感、達成感、満足感と同時に人との出会い、ふれあいによって、連帯感、共感、倫理感、感動、また健康保持、体力増強、人づくりのコミュニティづくりにかかわるすべての分野と認識しています。その後、定義は変わりましたでしょうか。町内には、スポーツ活動の一部として自主的、主体性を持って活動しているクラブが多くあります。

議員は質問ばかりして楽だという人もいます。対案を示せと理解しているので、次のような案を持って自説ですけれども、参考にされたら幸甚です。

私たちは、心にうるおいがあり、健康で元気な町づくりの創造につとめている。スポーツ活動を通して活力ある町を築かなければならない。スポーツに親しみ、たくましいからだを育てる。スポーツを楽しみ、世代を越えて友情の輪を広げる。スポーツを愛し、正しいマナーと思いやりの気持ちを養う。スポーツで競い、厳しさを学び明日の世界に羽ばたく人材の養成に努める。心と体が向き合う憲章の制定を急がれたいと思っております。

○議長(鹿島 功君) 教育長。

○教育長(山田 晋君) 西山議員さんのご質問にお答えいたします。最初に、スポーツの定義とは何かというご質問ですが、一般的には体力づくりや競技のために行う身体活動であると言われております。最近では自分の健康管理だけでなく、もう少し広い意味で議員もおっしゃったようにスポーツに親しむことによってですね、例えば高齢者の生きがいとか青少年の育成とか世代間の交流など、地域コミュニティの形成にもつながっていく、こういうものも含めることができると解釈されていると思っております。

次に、町民スポーツ憲章の制定を図られてはどうかというご質問で対案も聞かせていただきましたが、本町では合併を機会に旧三町でありました社会体育の推進組織というのがありましたんですが、それを新しく一つにして大山町体育協会と、昨年設立いたしましたして、こういうものを中心にしながら、各種スポーツ大会の開催をはじめ、町民の方々が幅広くスポーツに親しんでいけるように、生涯スポーツといいますか、こういうものの推進を図っているところであります。

また、教育委員会として、スポーツ少年団の育成とかあるいは地域のスポーツ活動の充実策、あるいはスポーツクラブの育成というようなことを部内で今協議をしているところなんです、その中にスポーツ憲章がいるというような、そういうところまでは検

討していないというところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あのね教育長、議会には品位というものがあるね。品位というのは、品格と地位です。議会が与えられている地位です。もう一つが議会の有する機能、これは立法的機能とか財政的機能とか行政監視的機能というのがあります。そして3つ目には議員として保持すべき道徳ないしは礼儀です。これらに基づいてですね、私たちは一般質問なり議案審議をしてるんですよ。じゃあお尋ねしますけどね、条例というものはあなたはどう理解してるんですか。憲章はどう理解してるんですか。宣言というものはどう理解してるんですか。来年は北京でオリンピックがありますけどね、オリンピック憲章をみますとね、こう書いてありますよ。オリンピズムは肉体の意志と知性の資質を高揚させ、均衡のとれた善人の中にこれを決議されることを目指す人生哲学ですよ。人生哲学ぐらいは示さないかんじゃないですか。大山もあるし、スキーもあるし、立派なグラウンドもありますよ。まだまだ検討されてないですか。それからですね、オリンピックムーブメントの目的はいかなる差別をも伴うことなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解しあうオリンピック精神に基づいて行われるスポーツを通じて青少年を教育することにより、平和でよりよい世界を作ること貢献ですよ。平和でよりよいまちづくりに貢献する目安ぐらいは、持つとらないかんじゃないですか。そしてスポーツの実践は、一つの人権である。何人もその求めるところにしたがってスポーツを行う可能性を持たなければならない。まあね、そのような条例、宣言、憲章、こういう目指すものがなくて、そういうふうなもので安閑としとっていいですか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。品位というような言葉もございましたが、条例というのはやっぱり法律でございますから、議会で議決をされて、町民の方に私たちは公務員として執行する、そういう大きな力を持ったもんでありますし、ご質問にありました憲章というのは、一つの権利と義務を明確にする、そういう内容を含んでいるものと理解しております。

で、西山議員さんがご質問にありましたスポーツ憲章を定めてはどうかということですが、旧町でも町民憲章とか、いくつかのスローガンがそれなりに定まってあってそれを町民の方が親しく付き合っていたわけなんですけど、まだ新しい大山町では、そういうところにもまだいろんな事業が熟しておりません、と判断しておりますし、何よりもスポーツ憲章をいきなり掲げてですね、それを旗印に町民の方がスポーツに励むというこういう状況でもないかと理解しております。

今、大山町の中にありますのは、体育協会が進めておるのは、ある意味では競技スポーツ、レベルを求める、こういったようなところも一方では持ちながら、しかし高齢者の方たちはですね、ニュースポーツというようなことで、自分の健康管理を中心とした

スポーツに親しんでおられますし、それからスポ少など地域密着型のスポーツも今進んでおります。こういった辺りを総合的にですね、統括しながら何らかの形でスポーツの在り方を打ち出すことが必要でないかと。で、そういうものを取り組んでおる、取り組む過程での論議というのが、私はとても大事である。そういう中でやっぱり憲章のようなものを作ってですね、それを基に町民が共通理解をしてやっていくという、こういうやり方がこれからはとても大事だと。で、教育委員会が中心になって憲章を定める、本来は斯くあるべきものだというような提示の仕方になしに、町民の方の合意とか実態とか踏まえて、まあ作っていく、策定することが大事だということ認識しております。決して憲章そのものを否定するわけではありませんが、それを作っていく過程という辺がまだ土壌として出来ていないので、その辺りの検討はしていないと、こういう答弁をさせていただいたところであります。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 土壌はね、たくさんあると思いますよ。例えばね、ペタンク、ペタンクがですね、自らが主体的に全国大会等に行っていてですね、物凄いチームワークをですね組んでですね、活動しておりますよ。グランドゴルフだってそうですよ。そういう土壌のムードがないということはね、教育長、認識不足だと思いますよ。ペタンクの連中私よう知っておりますから。何ぼでも。あなたがおっしゃるとおりだと思います。スポーツクラブからですね、そういう意見があがってきて憲章を治めるのがいいと思います。いいと思いますよ。ただ、やっぱりね、社会的な生活空間を豊かにしようとする住民の自主的なペタンクとか、グランドゴルフとかその他のですね、クラブがたくさんあるということ認識しといていかんと思いますよ。それで、それらの代表者ともですね、今後、お話をしてそれこそ草の根からですね、作ろうというふうな意志はあるんですか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんの再質問にお答えいたします。先ほども少し、お話を申し上げましたんですが、高齢者の方は、激しいスポーツというよりも、おっしゃったようなペタンクなど、ニュースポーツというようなのを親しんで、またその輪が広がっているということも承知しておりますし、先ほどもありましたんですが、人権交流センター等のスポーツの取り組みであるとか、あるいは公民館なんかでも3B体操っというようなことで、三世代交流のそういう輪っというのも広がっております。ただそういうのが、今ある意味では、まだ町として統括できていないというかそういうものの在り方についてもう少し部内で検討して近々ですね、そういうものを統括する総合型のスポーツの在り方と、こういったようなものを打ち出したいなど、こういうことを考えておるところでありますので、議員さんのおっしゃっておる方向としては、同じでないかなと思っておるところであります。以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分から。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 私は、通告にしたがいまして2問質問いたします。まず、一問目です。町民との対話や交流の場をとということで町長に質問いたします。

新大山町としての山口町政も3年目となりました。すでに町民が主役のまちづくりを目指され、町長への手紙、意見箱等は周知のごとくです。けれども、より一層の推進を図るためには、町長自らが町民等のグループや団体の活動現場へ出向き、町民の生の声を聞いたり、直接まちづくりについての意見を聞くことで町政への参画意識を高めることも必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは吉原議員さんのご質問に答弁させていただきます。

今、公聴事業として行っております町長への手紙や聞く耳ボックス、このほかに、私自らが町民の皆さんと、グループや団体と直接声を聞きまちづくりに活かす、そういったことが必要でないかというご意見でございました。

私が、平成11年名和の町長に就任したところでありまして、その時から私たちの、自分たちの要望や意見を聞いてくれとか、あるいは町長自身の考え方が聞きたいと言われる部落や団体の皆さんの要請を受けて出かけて行く事業、当時、町長の出前座談会というふうに呼んでおりました。これについては行ってきたところでありまして、この出前座談会、平成11年から振り返ってみますと、約20回ぐらい今まで開催してきておるところであります。

この出前座談会につきましては実は公聴事業として、新町でも行っておりますし、PRはしてきているつもりでございます。だたなかなかそのPRが浸透しておりませんで、合併してからはまだ1回しか開催の要請がきておりません。ちなみに18年の1月に樋口部落でご要請がございまして出かけていって、まあ、老人会等が中心でありましたけれど、世代間、若い方もおいででありました。樋口部落の皆さんと2時間から2時間半ほどお話をさせていただいたという機会を持たせていただいておりますが、残念ながらまだそのほかには要請が来ていないというのが実態でありまして、まあこれはPR不足が原因だろうということで反省をいたしておるところでありまして、早速、今月末発行の広報だいせん7月号に、あるいは町のホームページを利用いたしまして「町長の出前座談会」を広く町民の皆さんに周知することとしていきたいというふうに思っております。まあ議員さん、おっしゃるように町民の生の声を聞いたり、その意見

をまちづくりに直接活かしていくこと、大変重要であるというふうに思っておりますのでその機会を増やしてまいりたいというふうに思うしだいであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 今のお答えで合併してから1回だけということですが、やはり要請を待っていてはそういうことになるかと思えます。PR不足もあるかと思えますが、町民も今この不景気の時代に、毎日毎日が精一杯な毎日を送っている、そういう状況がたくさんあると思えます。ですからこちらの方から、いろいろな会合とか運営委員会とか、町長もとっても忙しいと思えます。けれども、そういう会合の一覧表か何かをいただいて、この日は都合がつくと思えば、どんどん出かけていく、どこに出かけていって不公平とかそういうことはないと思えます。町民の声を聞くのに。

それからこの間、婦人連絡協議団体の総会があったみたいですが、その時には出かけておられたみたいですが、かなり町長と、町長がおられるということで婦人団体もボランティアをやる気が出るのではないかとは思いますが、やっぱり総会に出られただけでは、単なる一方通行ではないでしょうか。

それでもっと深めていくためには、企画立案とか事業の、そういうところからでも意見を聞くと思えば、聞こうと思えば、別に、例えばですよ、例えば婦人団体の連絡協議会の役員とか、活動しておられる人たちを集めて町長がひざを交えて問題点とか、ボランティアの悩みとか、また婦人団体が人数が減少している実態を把握されてどのような問題があるのか、本当に機嫌よく心よく皆さんボランティアに出ておられるのか、これから共進会とかありますが、本当に力がいると思えます。その中で、皆さん生活が大変くたびれてますので、そのボランティアに出るだけでも、皆さんが婦人団体の会員数が減らないかとそういう心配をしている場合もあるわけです。

そういうことはなかなか総会に出られてその中での意見でなかなか出てこないと思います。ですから、信頼関係を築くとかそういう点においてですね、町長が自ら、自分の方から出かけていくっていうことは大事じゃないかと思えます。

ちょっとよその町のモデルケースで申し訳ないんですけど、今どんどん3年前くらいからあちこちの市や町でタウンミーティングとか、それから地域行政懇話会というようなものを作られたり、それから滋賀県守山市では100人委員会制度というものを設けられて、市の基本的な政策や施策などの企画立案段階、そこのところから意見を聞いたりもしております。やはり、人間の知恵には限りがありまして、町長とっても頭も切れるし、実行力もあると思えます。けれどもいろんな人の知恵を借りてよりよい行政を目指すということも、とにかく心を開かれてはおられるとは思いますが、たくさんの方の知恵を借りるといっても大事ではないかと思えますが、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁をさせていただきますが、吉原議員さんおっしゃ

るとおりでありますし、私もそういうふうにながめてきておるつもりであります。総合計画、あるいは大山恵みの里づくり計画等本当に多くの皆さんに関わっていただいておりますし、それから今の全国の和牛共進会についてもでありますけれど、できるだけ多くの方々に声をかけ、多くの方々の意見を聞きながらいろんな町づくりの計画等立ててきておるつもりであります。そういった意味では行政側としても、私自身としても、決して私自身の能力の中で町づくりができるなんていうふうには毛頭思ってもおりませんし、私の思い、それはほんの私の能力の一端でしかないと思っておりますから、そういった意味で職員の皆さんも一緒になっていろんな声を、町民の皆さんの声を聞くと、そしてそれを活かしていくというそういった姿勢の中でまちづくりに取り組んできているところでもあります。今おっしゃるこちらからどこでもいいから出ていけという、それはそうかもしれません。ただ、いろんな意見を聞く機会がありますし、当然申し上げましたように、ご依頼があれば出かけていくわけではありますが、それぞれの会なりそれぞれの目的があるんでありましようから、そこに突然行って、自分の方がある意味ではリードしてしまうと、その会という目的が、そのとき集まった会がまたお邪魔してもならない部分もあるところでもありますし、それからやはり何でもかんでもということで出かけていきましても、なかなか私自身が整理もできない、というところでもあります。

したがって、できるだけ出前座談会については、テーマを実は要請される側に絞っていただいて、それについて話合いましよう、ということで今までも取り組んでまいりました。と言いますのが、その場面でいろんな話をするのはいいんですが、結局何の話をして、結局何だったんだろうということでは困るわけありますから、そういう意味では何回もやればいいことでもありますので、ある程度の一つのテーマを持ちながら、そのテーマについてちょっと突っ込んだ話ができるということでの活用があるんじゃないかなというふうに思っております。いろんな場面で私も出させていただきますし、決してちゅうちょするものではありませんが、ただおっしゃいますように、日程表を見ながらいろんな会があるのを予定を持っておって、それにどんどん出て行けと言われても、なかなか今現状としては非常に窮屈な今行事の状況があるわけでありまして、したがってやはりせっかくのそういった住民の皆さんと膝付き合わせたお話ができる機会を持たしていただくならば、やはりある程度、お互いに準備をしながら議論をするということが、効果のある議論にはなるんじゃないかなというふうに思っております。出前座談会というのはそういう意味では、そういうことを目的としながらやればよいなというふうに思っております。

ただ、吉原議員さんおっしゃるような機会を捉えて、いろんな場面があれば出て話をする、お互いにいろんな声を聞くということはこれは大事なことだというふうに思っておりますので、それはそれとしてしっかり受け止めさせていただきたいと思っておりますが、今、取り組んでおります町長の出前座談会というのは、そういうことである程度のテ

マというものを定めながらお互いに、少し準備をしながらやった方が効果が大きいのかなというふうな思いの中で今まで取り組んできておりましたが、いかんせんそのPR不足ということもありまして、なかなか今まで呼びがかからなかったということだと思っておりますので、今回の広報を通して多くの方々にそういったことをご理解いただいて、お座敷がどんどんかかってくることを期待をしながら、お待ち申し上げたいというふうに思うところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 今の声が掛かればという事態でありましたら大してまあ、この2年間で1回ですか、これが急に何十回になるっていう可能性があるやなしやと思います。テーマを決められたり、その日に行きますってそちらの行政側の方から何か住民の方の都合ではなく、行政の都合と両方合わせねばならないということになりますので、町長が空いてるとき、それは仕組みづくり、まちづくりの仕組みづくりをまずされて、むやみやたらに出かけていくんじゃなくて、その町民と協働のまちづくりの仕組みづくりの中で考えられたらどうでしょうかね。やはり対話や交流がないと結局町長の思いが逆に町民にも伝わらないということになりますので、これから行政としてお金がなくて事業を縮小したり、やっぱり補助金を削減したり、いろいろなことが起きてくると思います。その中で信頼関係ができているのと、ただ上から行政の方がそういうふうに決めていくということとは全然違うと思うんです。ですから協働のまちづくりの中の仕組みづくりとして、その町民の声を聞くという、そういう行政をもう1回考えられたらどうでしょうかということなんです。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再答弁させていただきます。大変な誤解があるようであります。私は今まで申し上げました、町民の声を聞かないなんて一言も言ってないわけでありまして、今、出前座談会の話に対して、出前座談会についてはこういうふうな考え方で進めたいと申し上げたわけでありまして、吉原議員のおっしゃるようにどこでも誰でも相手の都合を考えずにどんどん出かけて行って、町長が話をせられて、ほんなら押しかけのね、議論の場を持つということが本当に効果があるのかということでありまして。いろんな場面で、住民の皆さんの声が活かされるように出していただけるような仕組みはしているつもりであります。そういった中で町長の手紙であたり、この間の広報に載せました。それからいろんな場面で出かけて行って機会があればお話もしておりますし、それから町民の声が届くような仕組みづくりもしているつもりです。インターネットでメールだったり、いろんな場面です。だからそのことで、町民の声が届いていないというふうなご認識かもしれませんが、確かに町民の声としては数が多いものもあるかもしれませんが、もっと本当は言いたい部分あるんだかもしれませんが。そういった言いたいことが言いやすい環境を作っていくということも大事だというふうに

思っておりますから、それについて町民の皆さんの声をどんどん届くような仕掛けづくり、仕組みづくり、それは大事だというふうに思っておりますが、そのことと今いろんな団体やいろんな会合にどんどん勝手に出かけて行って、押しかけてでも話すべきだと、待ちではいけないと言われてますけれど、待ちではなくて、出前座談会については、ですからいろんな広報、公聴の仕組みづくりの中の出前座談会という、この公聴事業の仕組みとしては、ですからグループとか団体、あるいはいろんな集落とかあれば、何かのテーマについて自分の地域のことであったりとかいろんな課題、これについてちょっと町の考え、一緒に話をしたい、そういったことがあれば出かけますよと、いうことですから、違う部落にこういった課題でいきますけん、用意してごしないうって言って区長さんなり団体の方に、私が空いちよるけん今日は行くって言って、だけ人を集めろなんていうって、そんなことはできないと思っておりますし、で、行って何の話しをするんだというわけにもなりませんから、せつかくの機会を作るなら、やはり議論が深まるようにお互いに、課題と思ってることについて、まずは理解を深めていく場を作りましょうやと、それが出前座談会ではないかなと、いう位置づけをしておりますよということを申し上げておるところでありまして、繰り返しになりますが、決して住民の声を聞く姿勢を持たないというような考え方は全く持っておりませんので、誤解のないようお願いしたいというふうに思っております。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 次にいきます。外部評価制度の導入を、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、これまで以上に町の各種事業について、その必要性や効率性、成果等の検証が重要になってきています。内部の検証もさることながら、その中身の情報を町民にも公開し、地域全体でまた町民全体で評価していく外部評価制度を導入されてはどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは吉原議員さんの外部評価制度の導入についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、最初にご質問に関連しました取り組みについてご説明させていただきたいというふうに思います。

ご存じのとおり、昨年3月に12名の有識者を本町の行財政改革審議会委員に委嘱をし、本町の行財政改革大綱及び集中改革プランの策定にかかる諮問を行いました。

昨年度においては、課長補佐レベルでの事務事業や各種補助金の見直しなど行財政改革のワークショップを行い、また、管理職会や幹部会議での検討も加え、本町の行財政改革大綱と集中改革プランの原案を作成し、その間14回にわたる審議会の審議を経て、最終的に本年2月22日付けで、提案しました大綱及びプランについて答申をいただいたところでありまして。

また、本年5月には、全職員を対象に、職員一人ひとりまた各課の事務事業の現状・課題及び目標を提出させて幹部との意見交換会を実施したところであります。

さて、吉原議員さん提案の外部評価制度の導入の件であります。集中改革プランの柱は、1つが住民との協働・さまざまな主体との連携、2つ目が住民ニーズにあった、効果的な行政サービスの提供、3つ目が住民ニーズに対応できる組織や機構、4つ目が健全な財政運営の確保であります。その中で、行政評価制度の導入を項目にあげておるところであります。

しかしながら、この項目での想定は行政内部での評価であり外部評価ではありません。私自身も外部評価の必要性を十分認識はしているところでありますが、当面は内部での具体的な検討を行うこととしたいと考えているところであります。議員の皆さん自身が、町民から選ばれた町民の代表であり、町の行政運営に対する外部評価者としての重要な任務をお持ちであると考えておるところであります。

今後とも町行政の運営に対しまして、ご意見ご指導を賜りますことをお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 失礼します。事業について申し上げますと、例えばです。昨年文化祭で、花づくりコンクールというの表彰式がありましたですね、開会式の時に。で、花づくりコンクールというのが、この何年か行われておりましたが、せっかく入賞者が決まって表彰式を見ましたら、それまで3B体操とか保育園の子どもがやっているときはたくさん町民の方がおられましたのに、ザーっともう他の会場に行かれてしまって、本当に表彰式という姿にはなってなかった。本当に表彰された方がとても何かこちらから見しても、残念な気がいたしました。

と、いうのはですね、結局は今も花づくりって言われたらほとんどの家庭が普通にガーデニングブームでやっております。その中で、本当に皆さん興味があって、その花づくりコンクールにたくさん応募があったんだらうか。年々減ってはいませんか。そういうのを、それをまた今年も企画しておられますよね。ということは、内部評価だけでは事業の見直しができるのだらうかと思えます。またさくらマラソンフェスタがありましたよね。で、1000人以上、町外の方々から来られました。そして結構な事業費も使われております。ボランティアもたくさん出ておられます、町民の。その中でじゃあ大山町の経済効果というものがどれくらいあったのか、そういうことを調べられたことがありますか。宿泊者がどこに泊まっておられましたか。それをずーっと何年も本当にそれは有名なマラソン大会でそれはいいと思えますけれど、大山町を広めるのに、ただその継承としてアンケートとかとられて、宿泊はどこでされましたかとか、大山町内だらうか、米子だらうか、また昼食は食べてもらったんだらうか、さくらうどんが出てしまいますから、それで済ませるっていう方もあるかもわかりませんが、そういうふう

大山町にお金が落ちたんだろうか。そういう検証をどなたがするんですか。内部だけではなかなかずっと事業を継承してしまうと思います。事業が悪いついていつてるわけじゃなくて、いかに大山町にお金が落ちるかという工夫、そういうものもいるかだと思います。そういうのも民間の経営、ずっと長年やってきた経営者とか、また毎日働いておられる現場の意見を聞かれるとまた違った面が出てくるんじゃないか。そういうのは今、間に合わないんじゃないんですか。何年も先のことでは。

例えばですよ、役員の皆さんやボランティアにこういうマラソンフェスタの帽子を配られましたよね。結構、ミズノ製です。これが1,500くらい、作られたんじゃないですか。それで私、主婦的感覚ですけれども、これってその1日は凄く貴重な帽子です。でも、この後どこでかぶりましょうかね。毎年、それが出られる人に与えられるわけですよ、ボランティアと。そういうのもやっぱり他のものにも変わってもいいんじゃないかと。そういう意見ももしかしたら私以外の他の民間の方から出るかも分かりません。例えば私の意見ですけれど。それは議員も皆さんの意見を代表しているわけですが、町民と議会と行政が三位一体で、この大山町という船を漕いでいかないといけないわけです。と、思いますがいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 吉原議員さんの再質問に答弁させていただきます。今具体的な指摘等あったわけでありまして。いろんな事業取り組んできておる中で、確かにその事業効果がどのくらいあるのか、これについてはやはりそっちと検証しながらこれは取り組むべきだろうと思っております。決してイベントだけではなくて、事務事業も含めてそうだろうというふうに思っております。

したがって先ほど申し上げましたように、今回、昨年12名の行革の審議会の委員さん、ご就任をいただいて、項目ごとにその集中改革プラン等の中で検討いただき提案いただいているところであります。今それについて、実はその具体的な検証を今数字を、数字も含めて事業効果がどうなのか、ちょっと検討したいということで、内部で今その作業をしておるところでありますけれども、その中で外部の評価をと、おっしゃる意味はよく十分理解はいたしておりますが、取り敢えず今申し上げましたように、外部からの委員さんにご審議をいただいた経過を踏まえて今その事業の具体的な評価と言いますか、事務改善、行革に向けた取り組みをしておるところでありますので、それをまたお示しを議会や住民の皆さんにお示しをしながら、具体的なものの出来るものは取り組んでいきたいと思っておりますが、ただ非常に誰がどう評価するかによって非常に難しいなというふうに思うところであります。おっしゃるように経済効果ということを中心に考えれば数字として出てきて、その何ぼの数字が経済効果があったからこれがよしとし、効果がなかったから数字的に利益があがらなかったから、よろしくないというようなことでの判断できることばかりが行政で行ってる事業の中にはないということも考えてい

かなければならないなというふうに思っております。

例えば先ほどの花づくりのコンクールでありますけれど、これも長年続けてきておりました。おっしゃるように、なかなか自分の方から手を上げて応募ということは確かに少なくなってきたてはおります。もともとからまあ少ないのは少ないです。ただ思いとしてはあの地域にその花づくりを通して、家の周りを自分の家の中ではなくて、道路ベリとか外から見えるような形で花づくりをしていただきたい、あるいは団体で駅であったりとか、学校であったりとか、そういった公共的な施設を花で飾っていただくことによって、ごみの不法投棄につながったり、あるいは住民の豊かな心づくりにつながっていく、そんな取り組みが広がらないのかなということに始めたことであります。その評価を今、表彰式のときに人がいなくなったから、もうみんなが花づくりに関心がないだろうというふうな評価をされてしまうということ事態が、そういう意味では本当に正しい評価なのかなというふうに逆に思うわけでありまして、決してこれ吉原議員さん責めているわけではなくて、要は評価の見方の中で、そういったいろんな見方の中で評価があるんだらうというふうに思うわけでありまして、で、これについては、実はそりゃ、表彰者の表彰受けられた方は残られるんですが、それと関係ない人は、まあ人が何表彰受けたってがいにおもしろないけ、そばにおって手をたたいてあげようなんていう気持ちがあるかなかならないという、ああいったお祭りの中で。だから仕掛け、そういった場の仕掛けが少しくまういかなかったのかということでありまして、表彰式に3B体操とか子どもが集まっているときにはたくさんおって、その次に表彰式をした。で、そんな時にいっぱいおったのに表彰式に入ったら人がいなくなってサーと消えた。だからこの花づくりコンクールというのは、これ花づくりはみんなもうそんなに求めていなんだという評価、そういう評価にはつながらないのではないのではないかなと。だから、これは別な方向でまたどんだけ花づくりが広がっていったのか、どれだけそういった思いをもって地域の活動に参画していただける人が増えてきたのかという、そういう評価にしていかなきゃならないのではないかなと思っておりますし、それからマラソンフェスタにつきましても、これはおっしゃるとおり、せつかくの大きな事業であります。県外からたくさんお見えになるわけでありまして、これについてある程度の経済効果というのはやはり考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

ただこれは一つの大きな大会を住民の皆さんが、ボランティアで支え、町内を多くの方々が楽しんで走っていただき、大山町の素晴らしさ、大山町の人間性の素晴らしさに触れていただく、このことは直接的には経済効果にはつながりませんが、大山町に対する要はイメージをよくして帰っていただくということは、長い目でいえば大きな効果があるんだらうかなと思っておりますし、同じようなマラソン大会でも、昨年から大山高原クロスカントリー大会という、大山のスキー場を使った大会もやっております。これについては、大山を中心にした大会でありますから、これは目的としては当然、大

山の素晴らしさをいい環境を理解していただくのは当たり前でありますけれども、これを通して合宿とか宿泊にどんどん来ていただくということにつなげていかなくちやいけない。そういった経済活動につなげていかなきゃならない、そのことも一つの目的、目標としてもっている部分であります。これもやはりそれが進まなければ、どういった課題があるのかということの評価しながら、次の作戦を練らなくちゃならないというふうに思っておりますが、ことさようにそれぞれ、やはりその事業の評価というのは見方で変わってくるのではないかなと思っております、ですから申し上げましたように、外部の目、当然大事であります。だから今おっしゃったような事業についても実行委員会等で住民の皆さんが、関わっておられるふるさと祭もそうでありますけれど、文化祭もそうでありますけれど、こういったものについてはやはりそういった方々のご意見を聞きながらやはり反省すべきものは反省しながら、取り入れる部分は取り入れていくという、そういったことが必要だろうというふうに思っておるところであります。できるだけあいつたイベントについては、行政側の押し付けではなくて、住民の皆さんが主体的に関わっていただく中で、盛り上げていただくような仕掛けづくり、仕組みづくり、そういった仕掛け人になるのが行政だろうなというふうに思っております。なんかだらだらした答弁になってしまいましたが、いずれにしてもその外部評価の必要性というのは十分に認識をしておりますので、したがってそれについて検討してまいりたいというふうに思っておるところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 外部評価について学識経験者のことを言われましたけれども、とにかく事業を行っていくには、企画、実行、評価、改善、P D C Aというのは常設でありますけれども、この中でこの流れを町民と学識経験者というだけでなく、普通の生活者、地域に根ざした生活者、そういうものの意見も聞くという、その両方の視点があるんじゃないかと思えます。とにかく評価、改善、この辺が内部評価もまだ仕組みができていないようですけれど、両方合わせて外部ともしないと、時代はどんどん流れていっていますので、内部と外部と両方の二本立てで進行されてはどうでしょうか。最後に質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 具体的なそういった考え方の取り組みについては総務課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまの吉原議員さんの質問にご答弁させていただきます。いろいろ県外とか、そういった公共団体の状況を眺めてみますと、吉原議員さんがおっしゃいますように、外部評価を取り入れておるところは多数ございますが、今年の

行革プランの策定にあたりまして、最終的に結論的な部分はお出ておりませんが、まず内部でプランの再検討、行政側に任された状況になっておりまして、その部分をまず具体化させていきたいと思っております。で、外部評価については、今後の大きな課題になるかと思いますが、内部評価と同時に外部評価もできるような体制を作りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議員（3番 吉原美智恵君） 了解です。

○議長（鹿島 功君） 次、8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 8番の岩井でございます。2項目の質問を通告しておりますので、順にしたがっていきたく思います。

1番目は、全国和牛能力共進会への取り組みについての内容が決まっておるのではないかと思います。早く町民にお知らせして協力体制を整えるべきと思いますが、特におもてなしの件についてどのようにお考えか、お伺ひしたいと思っております。

町民が参加できる場面はどのようなところでしょうかということと、せっかくのチャンスであります、おいしい和牛肉の食べたり、それから買い求めたりすることができますでしょうかということをお伺ひしたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岩井議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

第9回全国和牛能力共進会につきましては、ご案内のとおり、平成19年10月11日の木曜日から4日間、米子市の崎津の住宅団地をメイン会場に開催されるところであります。

本大山町におきましても、鳥取県食肉センターが肉牛の審査会場となり、名和のトレーニングセンターが肉牛のセリ会場となっております。

また大山寺では、畜魂祭が開催されることにもなっております。本年、2月21日に町内関係機関や団体で構成いたします「大山町実施本部」を設立し、本部内に「観光・もてなし部門」、「物販部門」、「会場運営部門」の3部門を設置し、各町内関係者とともに協力体制を整え、準備を進めておるところであります。

町民が参加できる場面はどのようなところか、というご質問ではありますが、全国からおいでになるお客様への「おもてなし」については、名和会場におけるセリ開催日に、地元の団体等による歓迎アトラクションとふるまい汁やお茶でのおもてなしを、また大山寺では、期間中を通じてガイドボランティアにより阿弥陀堂などへ案内、見学していただくよう計画いたしております。

また、会場を装飾する花のプランター、これの栽培を町内の小学校や住民団体へ依頼していきたいと考えておるところでありますし、栽培を通じて共進会への協力と参加を行ってもらうよう進めておるところであります。

さらに、名和会場及び大山寺では、会場美化等を行うためのボランティア参加者を町内へ広報・文書等により募集をいたしております。その他、町民の方々が何らかの形で、参加していただけるよう検討しているところです。

次に、おいしい和牛肉を食べたり買い求めたりすることが出来るのか、というご質問であります。米子の会場では鳥取和牛コーナーが設けられ、和牛肉や焼肉が販売されますので、ご賞味いただけたらというふうに思っております。また、名和会場や大山博労座でも、鳥取和牛の串焼きの販売について、実施を予定しているところでもあります。

多くの町民の皆さんが、セリ会場、大山の会場だけではなくて、米子の会場にもお出かけいただければと思うしだいでもあります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 分からなかったことについて再度質問いたしますが、何らかの形で参加ということは、何らかとはどういうことでしょうか。もうちょっと具体的に話してもらいませんか、みんなと話し合って参加するのに、何らかの形でというようなことではいけませんので、その具体的にということ。

それから食べるのは米子会場ですか。名和では全然試食することはできませんでしょうか、ということ、串焼きなど。

それからちょっと噂で聞いたんですが、牛の丸焼きをするというような話を聞いたんでございますが、それは全然計画に無いことですか。以上3点お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきます。詳細については担当課長の方が牛の丸焼きの方は分かるかもしれません。

何らかの形というのは曖昧かも知れませんが、要はボランティアスタッフとして、要はもてなしの方の入っていただいて一緒になって物販も含めてですね、お出でいただく方にもてなしをしたり、あるいはボランティア、いろんな形で関わっていただく方や、それから見に行ってください、応援いただく、そういったことも大事だというふうに思っております。

そういった意味で、今、広報にもできるだけスペースを使いながら、紹介もしておりますけれど、長い名前ですから、実はこの間から和牛博という、和牛博覧会という名称、愛称も作りましたけれど、この博覧会に足を運んでいただいて関心をもっていたきたいという意味で、何だかの形でという表現をさせていただいたということでもあります。

先ほどご答弁申し上げましたように、名和の会場でも串焼き等は予定はしておるようでもあります。牛の丸焼きはちょっとどこでどう予定しておるか分かりませんが、要は米子の崎津がメインの会場になりますので、そこで毎年行っております鳥取県の農林水産祭、海と大地のフェスタ、これをあの会場で行うということが、そういう意味では賑わ

いとしては大きなウエートを占めることになるのかなど。で、合わせて鳥取和牛をあそこでPRをし、食べていただいたり販売するような場を設けるといふような考え方でありまして、牛のオリンピックだということ、牛の共進会だということ、あまり自分たちは関係ないというふうな思いでおられる方もあるかもしれませんが、まあ賑やかなイベント、祭りだと思っていただいて足を運んでいただければありがたいなと思っておるところであります。牛の丸焼きの計画については、担当課長が知っておれば答弁をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 牛の丸焼きということが先ほどから出てます。この本場で牛の丸焼きが行われるかということは、まだこちらの方にはきておりません。ただおっしゃるように、噂でそういうことが流れているようですけれど、はっきりとあるといったことは現在のところございません。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 米子会場だけではなくて、名和でも販売をするということ、試食ができるということ伺ったんですが、やはり米子までといたしますと大変ですので、せっかく名和でありますので、名和会場でも販売してもらったり、試食ができたりということは是非行っていただきたいと思ひますし、それからそれが要望が答えられるかどうかということが問題なんですよね。ある一定の方しか食べなかったとか、買えることができなかつたというようなことはなくて、まあ希望を取られてどういう形にされるのか、そこまではできないかもしれませんですけど、せっかく名和であることですから、名和の町民の皆さんにも、大山町の皆さんにもしっかりと浸透していくようにお願ひしたいと思ひますが。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、各戸配布するわけにもならないというふうにお願ひしておりますけれど、これは一つの、要は和牛の、鳥取県の和牛、これはおいしい素晴らしいよということをおPRするっていう機会だというふうにお願ひしております、これを逃したら二度と鳥取和牛が口にできないというようなことではないというふうには思っておりますので、ただ大山町内の会場にも大山寺やそれから名和の会場で、そういったおもてなしの物販のコーナーは作りますけれど、ただ集客というのが多く望めません。やはりメインの会場というのは、今全体で20万人の目標をしておりますけれど、それなりのその子どもが来ても家族連れで来ても楽しく遊べるような、そういった仕掛けづくりを大規模でやるわけでありまして。名和のトレセンに来ていただいても、セリであります。これも映像によつてのセリです。食肉センターから映像を送りながらそこでセリをやるんですが、そのセリの風景というのは、どの牛がどのくらいの値段で売れるかというのは、そういう意味ではおもしろく分かつたと思ひます。た

だそれを家族連れできて、子どもが来て楽しいかという、なかなかそうもならないと思っております。だからそこにいっぱいのお店を出して用意しても、どれだけその物販がはけるかというのはなかなか難しいと思っておりますので、そこだけで完結ということではなくて、やはり4日間、11、12、13、14日間ありますので、この機会にやはり米子の会場や大山寺や名和の会場、こういったところに足を運んでいただきながら、どこかで触れていただくということかなと思っております。

したがって、名和の会場で、トレセンの会場で全員の皆さんに、牛の串焼きが販売できるという、お渡しできるというようなことを約束するようなそんなことの取り組みはまずできないだろうというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 了解いたしましたので、次の項目にいきたいと思いますが、2番目は、5月の集中イベントについてお伺いをいたします。

特に5月に入りましたら、日曜日が目白押しにイベントの連続でした。特に27日には、私の関係でも4カ所のイベントの依頼がきましていろいろとあったわけですが、体は一つしかありませんので、私は大山の新茶まつりの方に出席をいたしました。この集中したということは、やはり横の連携が取れてなくて、国際交流なんかも事務局は役場の中にあると思います。いろいろな面で取れていなかったから27日に集中したのではないかと思います。そこら辺のあたりはどのような話し合いをされてそのようになったのでございましょうか。

それからイベントのために使う施設、これはトレーニングセンターの中の、加工施設でございますが、このイベントがあるたびにですね、この施設は大変使いやすいのかどうか分かりませんが、皆さんがこの施設を使いたいという希望があるみたいです。そしてですね、このたびもさざえ祭の日に、重なったようでございまして、大変に揉めたのでございます。現場の話を聞きますと、その主催をされますところから、出店の依頼とか何とかということは、どここのグループにどのようにして伝達をされたのか分かりませんが、もれておるところもありまして、そのもれているところは使えないということ。

ですから、さざえご飯をトレセンの加工所で炊くということがあったそうです。そうしましたら、Bグループは、加工所だから豆腐つくったり、おこわを作ったりして売りたいという希望が出たんですけれど、そのところには、実行委員会からの何の要請も無く連絡がなかったものですから、気がついて申し込みをしてみましたら、これは役員会にも来てなかったし、あなた方は駄目ですよというようなことがあったみたいです。

そういたしますと、やはり各種団体は出店がさしていただきたいという願いもあったみたいですけれど、そういうことで使う施設が使えないというような状況もあったりして大変だったみたいです。

最終的にはどういう調整をされたか分かりませんが、あの豆腐もおこわも出したよう
でございますが、そこらへんのところから、私はイベントを、1年間のイベントをず
と提示されてですね、各種団体が、私はどこのところに出店したいというようなことを
きちんと申告をすべきだと。そうしますと前もって施設の使い方なんかもいい具合にな
りますし、その方がいいんじゃないかと思えます。

このたびですね、大山振興課で回覧という文章で大山恵みからす天狗市、出店者会員
募集というのが、各集落をこういうふうにして回されました。私これすぐコピーさせて
いただいて持っておりますが、これ大変いいことだと思ったですね。団体だけじゃなく
て個人でも出店できたんです。それでですね、この年会費というものを1,000円、
それから1回ごとの出店について500円徴収するというところで回っております。そ
の中で皆さんが希望されて申し込まれ、出店されたんだと思えますが、やはりこれが本
当の姿じゃないかと思えます。本当にこれはいい案で良かったなと思っておりますので
取り上げました。

それから町のイベントでの施設の使用料が無料と聞いております。たとえば、さざえ
&祭、みなと祭というようなことがあったときには、町が主催ですからということで加
工所の使用料が販売を目的にするのに無料であると。これは私は反対なんです。そのボ
ランティアで出席をして、たとえば去年のスポレクのような催しものとかというような
ことなら、無料でもボランティアですから分かりますが、販売を目的にするイベントの
中の出店であれば私は使用料は取るべきだと、徴収するべきだと考えていますが、い
かがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは岩井議員さんのイベントに関わる質問に答弁させてい
たきます。

最初にイベントで使う施設を団体ごとに1年間分を申請して調整してはどうかとい
うご趣旨の質問でした。現在、大きなイベントを行う場合には事前にある程度調整は行
ってきているところでございます。

文化祭やマラソン大会、少年野球、スポ少大会などを開催する場合は関係者があらか
じめ使用施設の整備、調整を行い、また協力事業や参加関係団体の活動については各実
行委員会等で調整しているところであります。先ほどご指摘のようなイベントに関わる
観光施設等の利用についてもできるだけの調整をしながら取り組んできているところ
であります。今後も関係者との連携を十分にとって円滑な開催、調整を図ってまいり
たいと考えておるところであります。

次に、使用料についてであります。販売目的とする使用であれば、利用料を徴収す
べきではないかというご質問でありました。販売収益が個人や法人等の利益となる
場合を除いて、団体育成など公益性がある場合には使用料の減免措置をしてきておると

ころであります。

イベントは多くの町民や団体の方々が町内のいろんな施設を利用して活動をPRし、仲間の輪を広げていただく絶好の機会と考えておるところでありまして、これからも大山町のすばらしいところを知っていただいたり、交流の輪を広げるためにも各種の行事に積極的に関わっていただくことを期待しているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 引き続き無料ということのようでございますが、使用料といいましてもそんなにそんなに何千円もするような使用料ではございません。豆腐に関しましては一箱310円、おこわにいたしまして一工程が510円でしたでしょうか、80円でしたでしょうか。それぐらいな金額であります。それをおこわにすれば、45キロくらい蒸して300食から販売をするんです。ですから費用が多いから少ないからという徴収のあれではないですけど、そんなに気を使っただくほどの金額ではないんでして、これを町の事業だから無料にするとか、それは気持ちは分かりますけれど、今こんな財政もいろいろと困難になってきておりますので、不公平の生じないように取るべきところは取る、というような考え方にたって財政の方のことも考えていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁させていただきます。施設それぞれに定めている使用料があるわけでありまして、基本的には普段の活動の中で利用される場合には当然使用料としていただいておりますというのが原則でありますし、そういうことであります。先ほど申し上げましたように多くの方にお出でいただいて、そのイベントを行ってそこに出店をして盛り上げていただくというそういった団体を募ってそういった要は、提供するものをそういった団体の方に、作っていただくということであります。確かにその部分が収益につながる部分もあろうかと思いますが、場合によっては収益につながらない場合もあります。売れ残ってしまったりとか、あるいは材料をイベント側、主催側が全部仕入れてそして加工の分だけしていただいて販売もすべて収益をイベントの主催者側がもらうという、そういった事業のやり方もあるんだらうと思いますが、けれども。なかなかそうすると非常に経理上、複雑なことになりますので、出店をいただく団体を募集して、で、その出店者にそのブースを提供すると合わせてそういった販売についての加工をその加工施設でイベントとしてやっていただくというやり方を今とってきておるのが主のやり方なわけでありましてね。

したがって、日常の中で加工施設を使って加工品を作って、ある程度保存期間があるものなんかは、そういったものをもっておられてそれをそこで販売される方、これについてはある意味では、イベントに参加されるけれども、その加工については加工の要は

料金は使用料を払っておられるわけですね。ただその時の例えばさざえ飯、例が出ましたけれど、その時に提供をするものをイベントのときに参加団体として、協力団体としてきていただいて、それをどこかで用意をしてそのイベントの中で販売して盛り上げていただくという場合、この場合は一つのイベントの中で位置づけて今は無料で、施設についてはお貸しをしながらそこでやっていただいているというのが現状でありまして、このことが比較してどうなのかと、逆に利用料金が大きしたことないからもらったがええがなという、そういった一つの考え方もあろうかと思えますし、そういった一つのイベントの中の需要であるならば、その中で決してそこで人件費が出るわけでもないし、利益がでるわけでもないんだから、協力してもらってるんだから、その施設を使ってもらってもいいのではないかなという、その2つの考え方があるのではないかなというふうに思っております。岩井議員さんは取るべきだという考え方でありまして、従来町としてはそういった場合には、施設については町の施設だから、無料でも利用してもらって盛り上げていただくということがいいのではないかと、そのことが参加を促していくことにつながるのではないかという思いで取り組んできておるところであります。

今のようなご意見も参考にしながら、そういったご協力いただく団体の皆さんとも協議をしながら検討はしてまいりたいというふうに思っておりますが、そういう考え方で今区別をしながらやっているということをご理解いただけるかなというふうに思うところです。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 了解いたしました。参考にとということでございますので、公平なようにしていただきお願いいたします。終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、11番、諸遊壊司君。質問に先立ってたびたび昼に入る時間帯になっておりまして、申し訳ないですけど、諸遊議員の通告40分ということでございますので、ひょっとしたら、昼をはさむかもしれません、その時にはご了解願いたいと思います。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長、それでもどうでしょうか、2つ出しておりまして、一つ済むまでは途中止めはどうもね、雰囲気が無くなります。一つ済むまでは時間を。

○議長（鹿島 功君） その辺は状況を見ながらということでございますので。

○議員（11番 諸遊壊司君） 11番議席の諸遊でございます。今回は2点、私の思っていることを述べて町長、執行部の皆さんの考えを聞きたい思います。

町長、合併いたしました2年、町長、新町長になられて2年、ちょうど任期の半分、折り返しにきたところでございます。

いろいろな困難があろうかと思えますけれども、それを克服されまして、日々充実した毎日を送っておられることではないでしょうか。町長になられまして、2年間いろんな

政策が発表されました。さすが、町長、さすがトップ、さすが山口、という政策ももちろんございますけれど、これはどうかな、本当に町民のためになっているだろうかという政策もございます。そこで今言いましたように2点、まずは公民館の使用料を無料化へと題して私の意見を述べたいと思います。

公民館の目的は国の「社会教育法」の第20条に公民館は、市町村その他、一定区域内の住民のために実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興社会福祉の増進に寄与することを目的とすると載っております。町長もよくご存じだと思っております。

しかし町長、使用料が有料化にされたため、利用者は合併前、つまり無料化の時に比べまして、私が調査しました旧大山町地区、大山分館・大山公民館・高麗分館を調べましたけれど、その利用率は、64%～92%まで利用率が低下しているわけでございます。しかも使用料は、例えば大山公民館でみてみますと、使用料とってるのはたった年間1万8,000円、ね、たった年間1万8,000円の使用料をいただくためにこのように利用率が低くなったのであればこれは大変な間違いではないかと私は思っています。再度、無料化に再度し、もっとももっとたくさんの町民・住民に利用してもらう方が、公民館の設立の目的からしても正しいと私は思っております。

特に、高齢化が年々進み、高齢化率は私が言わんでも町長よくご存じだと思っておりますけれど、今現在が31.3%、10年後が37%になろうとしています。つまり10年後は100人おられたらちょっと40人、40人の方が65歳以上の高齢化なんです。ね、また町長は公的にも公の場でも、また私的な場でも、これからは集落自治、あるいは地域自治の活発を、活発にすべきであると説いてらっしゃいます。それも大山地区のように分館を中心にした校区ごとの自治活動がふさわしいと言われております。ね、まちがないですね。私もその提案に大賛成しております。しかし、その集う場所、公民館、分館が有料であれば私はその意味をなさなくて、この計画は失敗に終わるのではないかと懸念しております。

私は、急速に進む高齢化対策のためにもまた各集落の自治活動をなお一層活発発展させるためにも是非公民館を無料開放すべきであると思っておりますが、町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 諸遊議員さんの質問に答弁させていただきます。ちょうどこんな状態での議会に出るのは初めてでありまして、2年間の折り返しの疲れが出ているのかもしれない。申し訳ございません。

今議員からご質問ございました高齢化対策や集落の自治活動のためにも公民館を無料にすべきではないかというご質問でありました。公民館はおっしゃいますとおり学習活

動や集会、会議、そして展示会などさまざまに利用されているところでありますけれど、利用料については条例に定められておるところであります。

社会教育施設である公民館の利用はもともと使用料が必要であり、社会教育の目的に関する学習や集会、あるいは公用や公益事業のために利用される場合には使用料の減免や免除ができるようになっていきます。現実には利用申込書を提出した時点で減免や免除を許可しておるところであります。民間企業や事業所などが利用した場合にはその条例により使用料をいただいております。

従いましてご質問にありましたように、高齢者の学習や自治会活動が有料になったために利用が低下したというふうには聞いておらないところでありまして、高齢者の学習活動や自治活動は当然今減免や免除で今でも無料であろうというふうに思っているところでもあります。いずれにいたしましても高齢者の方々の学習や集落の人たちによる自治活動はこれからも大切になってまいりますので、そのためにも公民館を大いに活用していただきたいと期待をしているところでもあります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 確かにそうです。役場に登録された教室、あるいは同好会、あるいは老人クラブ、これは登録してあった人は無料でございます。しかし、「何と公民館に集まってちょっこいはなさいや、おじいさん、おばあさん」これは銭を取ります。これ実際なんです。で、例えば大山公民館でおじいさんおばあさんが集まられて、「お話、教室貸してくださいな。」って言って「どうぞ、空いてますよ」って言って、帰るとき「お金をください」と職員さん、条例ですと言いました。「ええ、お金がいるならもう公民館なんか使われ一せんわ」と、こういうことなりました。それがたったの1万8,000円ですぜ。ならばただにしなさい。何故か。高速道路、淀江から米子まで、ね、軽で150円、普通車で200円でした。たったの150円高いと思うか安いと思うか、その有料のときにはほとんど通らなかった。ご存じのように去年からでしたからかな、無料になりました。凄いです。つまりその行政の云々、財政の云々、分かりますよ。そこでない、とにかくもっと利用してね、地域自治、集落自治を老人の活性化、活性化っていいですか元気、元気な老人、このためには無料化しなくても銭は一つも惜しくないと思うわけでございます。

もう一つ、1回しかできませんが、質問は。町長にはご両親はご健在ですか。一人、私も一人います。90近いおばあさんが。これ介護保険受けておりますけれど、まだデイサービスなんかやっておりません。かといって、田んぼには出れません。田んぼに出ると心臓がどきどきするそうでございます。1日中ボーとしてテレビ見ております。1日中ボーとしてテレビ見ておりますので、夜が寝れない。「おばあさん何かしないや」って言っても「誰だしおーへんだもん」。これが現状なんです。デイサービスで行く、そげするとだいたい戸野課長分かります。1日1万円いりますね、デイサービス、1日1

万円、もちろん介護保険から出ますけれど、税金、国から町から出します。デイサービスに行くまでにそういうところで、無料で三三五五、町民が集まられて、天気がいい日にはゲートボール、グランドゴルフ、雨が降ったら将棋、囲碁、時には映画のチャンバラ映画も見ましょ、それが本当の公民館のあるべき姿ではないかと思っております。どうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきます。先ほど申しあげましたようにその条例上、使用料というのはきちっと定めておかなければなりませんので定めてありますが、言いましたようにほとんどそういった活動については、町民の皆さまが使われる活動については、減免措置をする中でほとんどいただいていないというのが現実だと思っておりますから、決して、使用料を財政が苦しいから使用料をもらうために使用料を定めているわけではないと思っております。そういった今のご指摘の例というのがどういう実例の中で利用金が掛かっているのか、これはちょっと担当課長の方から説明はさせますけれど、そういうことだろうというふうに思っています。

で、先ほどおっしゃいますように、高速道路の無料化と公民館の無料化を引き合いに出されて、これを一緒にというのはなかなか強引かなという気もしましたわけでもないですが、それは別といたしまして、いずれにしても高齢者の皆さんが家に閉じこまらずに、外に目を向けていただいて出ていただくということは大事なことだというふうに思っております。うちの母親は幸いになかなか家におりませんで、「ちったーじつとしておんない」と言いたいくらいな母親でございまして、しょっちゅう外に出しておりますけれど、それはおっしゃる公民館、町の設置しております社会教育補助の公民館というのも大切かもしれませんが、やはり各集落集落の集会所、公民館といいますかね、こういったことの活用の仕方というのも考えていかなきゃならんではないかなと思っております。デイサービスとかああいうのは、お迎えに来ていただいて週に何回か送ってもらってそこで食事をしたり入浴したり、或いはいろんな方ともお話をして帰ってくるというデイサービス、これは介護保険の認定の方でないといけないサービスであります、これだけに頼ってはいけないんだろうというふうに思っております。

従ってもっと身近な中でそういった支え合いができるような、要は仕組みづくりをしていかなければならないというふうに思っております。町の公民館に行くだ、あるいは福祉保険課のやっている介護予防教室に行くだ、デイサービスに行くだというと、どうしても構える部分があるわけですね。こげな格好しちやいけんけんって行ってちょっと着替えて用意して、いやそれがかなわんけ、おら家におったがええわ、みたいな、こういった心理も働くわけですし、あと行っても知らん人ならちょっと自分もよう馴染まんし、みたいな方もあるわけでありまして、そういった中でやはり自分の歩いていける範囲、要は部落の中の公民館あたりを使って、そういった集いの機会を作るということが

ね、僕は大事ではないかなというふうに思っています。それは公民館でなくても諸遊議員さんの家でもいいと思うんですね。年寄りがうちに来てお茶でも飲みなはいや、ちょっと世話好きなおばさんがおったりすればそういった場合がいたるところで出てくるということが、本当の意味での昔ながらの人づきあいの中で支えあってきた村づくりに繋がっていく、これが本当に健康で地域の中で暮らしていける環境づくりになるんじゃないかなというふうに思っております。その中で町としても、各部落のそういった公民館辺りの高齢者のための会集、これについての助成事業を作っておりますし、またそういった事業を行われる団体に対しては5,000円ほどですけれど、そういった事業費についても助成をしながら、そういった制度の中で呼びかけもしてきておりますけれど、そういったこともどんどんご利用いただければなというふうに思っております。公民館の有料の実態については担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷昭久君） 諸遊議員さんからご質問のございました、お話の中にごございました大山公民館の平成17年度、18年度の使用料をいただきました団体のみますと、民間の企業、それから商工会、理容師会、あるいは労働組合、そういった大半が団体でございまして、まあ個人というのものの中にはございますけれども、個人的にギターの練習をすとかという使用でございまして、おっしゃいましたようにちょっと公民館を使って使用料を取られたという該当するものについては、先般も公民館長からヒヤリングをしておりますけれどもそのような実態というのとはななかったという具合に把握しております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長や社会教育課長の答弁は分かったんですけども、町長、何故ならね、利用者数が減ったんですか。大山公民館がこれ15年、16年の合計、合併前2年、17、18年の合計、で、合併前の2年の合計1万5,147名、合併後2年間で1万4,067名、1,000人ほど減ってますね、1,100人ほど、それから大山分館、ここは凄いですよ、まんだ減るのが凄いです。改善センターが2年間で1,461名が、あ、1万4,600人ほどが、9,300人ほどになっております。トレーニングセンターは2万700人が1万5,000人になっております。いくら町長がそういうことをおっしゃっても町民はやっぱり利用していない、町民が利用していない施設は意味がない。ね、課長も町長もいい答弁されます。条例があるからって、条例は直せばいいじゃないですか。たった使用料が何万、何十万のもんですよ。それでこんなに利用量が下がったら意味がない。もういっぺん原点に帰るべきだと思います。そして最後ですのでね、例えば人権センター、ふれあいセンター、旧町に一つわてありますね。これはどなたさんが行かれても個人で行かれても、グループで行かれても無料でございます。これも町営の施設でございます。これも一種の公民館でございます。で、

そこは誰が来られても無料なのに町の公民館、分館は有料であるというのは私は納得がいきません。再度このなぜ人数が減ったのか、町長としての考えを述べてください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、何故減ったのか、これはよく聞いてみなくちゃ分かりませんが、いずれにしても今の社会教育課長の答弁、あるいは調べた結果等、聞く中で今までとおりの無料なわけでありますから、有料というお金がいるようになったから減ったということではないということだけははっきりしてるなと。申し上げましたように、個人とかそういった団体の中で料金を徴収しているという実績はないというふうに今答弁しておりますから、減免申請していただければ、今までどおり社会教育団体だったりとか、いろんな住民の高齢者の皆さんの学習活動とか活動については無料で使っていただいているということでありますから、それが原因ではないというのはそうだろうというふうに思っていますが、じゃあ何が原因かと言われますと、ちょっとそこらへんについては、現場の声を聞いてみないとちょっと分からないところであります。そこまでは把握しておりませんが、そこら辺を社会教育課長が把握しておれば、答弁したいと思えますし、状況について分かる範囲で答弁したいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 社会教育課長。

○社会教育課長（麴谷昭久君） 利用の人数が減った原因ということでありますけれど、詳細には把握しておりませんが、ただ言えますことは、例えばそれぞれ旧町の段階でありました団体での会合でありますとか、そういうことが当然合併によって統合になったりとかですね、することによって回数もの自然的に少なくなりますし、それから例えば一つの例でいいますと、女性団体の会なんかもですね、町一本化になれば当然回数も減る、あるいは使う場所も違ってくるというような状況の中から、一つ一つの施設のそういった利用の状況に変化が生じてくると、まあこれは体育関係の行事等にもいえることではないかなという具合に思います。

そういうことを考えますと、例えば大山分館でみる、あるいはどこどこ公民館でみるというような形の中で当然利用の人数に変化が生じてくるということは、その辺りに出てきてるんじゃないかなということ进行分析してみますと言えるんじゃないかなという具合に思っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） ここで休憩に入りたいと思えます。再開は13時です。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） それでは第2部の2つ目の質問をさせていただきます。

人口減ストップの施策はいかにと題して私の意見を述べたいと思えます。

町長、私ね、この原稿を書く時に町広報だいせんを創刊号からずっと、まあいつも見ておるんですけど見てみました。27、ナンバー27と打ってありますね。で、これまで本当に気が付かだった一かと思いましたが、この表紙の右、今月の何月何日現在の人口、で先月に対してマイナス、プラスが出ております。ズーと見ましたらね、27回のうちプラスになったのがたったの3回か4回、あとはもうずっとマイナス20人、マイナス40何人、マイナス、私これ見てね、確かに人口が減るということは思っていたんですけど、これを数字に見て、わあこれは大変なことだなと思ったわけでございます。というようなことから質問させていただきます。

町長の施政方針によりますと、住宅政策では「空き家、空き地バンク制度」「移住支援制度」を創設し、定住化による人口増加を目指すと考えています。また昨年発表されました大山町総合計画書を見ますと、10年後2015年は、このままでいきますと現在より1,700人人口が減ることが想定されるが、定住政策を実施し1万9,000人を目指すとして発表されております。

そこで3点質問いたします。1つ、空き家・空き地バンク制度、移住支援制度の現在の状況、そしてこれまでの成果、まあできてからまだ間がないですけれども成果はどこまで進んでるのか。

2番目といたしまして、遊休町有地の活用方法、これは昨日の全員協議会で提示されました。だいたい議会が出した方向付けとほとんど同じであったかと思っています。で、その際、売却の場合、その価格はどうか、価格は出ておりませんでしたね。実は副町長にも相談したことがありますけれども、1カ月ほど前だったのでしょうか。旧高麗保育所の跡地を分けてもらえんか、家を建てたい、という町民からの要望がございました。で、まだ町として行政として売却するとか、もし売却するだったらどのくらいの価格というものがまだ出ていなかったものでして、1カ月前は。その方は断念されてまあ違ったところに家を建てられるようになったわけでございますけれども、もうこういう具合になった場合、もう早くこの場所はいくらだよ、あの場所はいくらだよというのを町民に示すべきではないかと思っております。

3番目、町有地また私有地にしましても民間で宅地開発が進む場合、その上下水道、下水道の公的負担はどこまで負担されるのか、どうか。例えば、日吉津村、米子市は公共下水道の場合は無料化と担当課長に聞いております。その辺は大山町はどうか、以上3点質問したいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは諸遊議員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、空き家・空き地バンク制度、移住支援制度の現在の状況はどうかというご質問であります。広報3月号や大山町のホームページで募集をいたしておるところであります。今日現在この制度に登録されました空き家情報は、事務所と倉庫の賃貸希望が1

件、住宅の売買希望が1件で合計2件であります。

また空き地情報は、造成・整地済で建物建築可能な土地が2件、畑地が1件で、合計3件であります。以上5件は、貸したい、売りたいというものでございます。

一方、大山町に定住したい、あるいは定期的な利用を目的に空き家や空き地の利用を希望して登録されました方は11人おられます。内訳は県外の方が4人、県内の方が4人、町内の方が3人となっております。空き家の利用希望が9件、空き地の利用希望が4件であります。

登録されました利用希望者の方には、とりあえず現在の空き家・空き地の状況を写真も同封して、先にお知らせしたところであります。利用希望者が興味を示されれば、持ち主の方に連絡して、現地を見て話し合いをしていただくこととなります。

空き家・空き地の利用希望者は、町のホームページを見て問い合わせたという方が多く、今後も増えていくと思われませんが、肝心の貸したい・売りたいという空き家・空き地の情報が少ない状況でありますので、物件の掘り起こしに力を注ぐ必要があると考えているところであります。

議員のみなさんで心当たりがございましたら、ぜひお知らせいただき、登録を呼びかけていただきますようお願いをする所でございます。

次に移住支援制度は、空き家・空き地情報活用制度といわばセットになったものでありまして、大山町に定住が決まって実際に生活をされる方に対し、その地域をよく知っておられる方に定住アドバイザーになっていただくことにより、いろいろ相談にのっていただいたり、お世話をさせていただき、移住を支援していこうというものであります。定住アドバイザーは12人分の予算を組んでおりますので、定住が決まればその都度、任命していきたいと考えておるところであります。

では次に、遊休町有地の活用についてであります。先ほどご質問にもありましたように、昨日町としての遊休地の活用方法についてその考えをお示しさせていただいたところであります。

売却の場合の価格はということではありますが、具体的には基本的に近傍売買実例を参考としながらこれから設定していきたいというふうに考えておるところであります。

最後に民間での宅地開発について、上水道や下水道の公的負担はどこまで出来るかのご質問であります。大山町内の上水道並びに下水道の整備計画区域の配管工事はほぼ完了し、接続工事に対し国の補助や地方交付税の対象となるような借入は出来ない状況であります。従って、上水道及び下水道の新規接続には、工事費全額の自己負担をお願いしておるところでございます。

しかしながら、大規模な宅地開発となりますと、上水道・下水道だけでなく、道路・消火栓・ゴミの収集場所・集会施設など開発計画段階で行政とさまざまな調整が必要となりますので、宅地開発される業者と行政で役割分担を決めて事業に取り組むことにな

るというふうに考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長の答弁はそのとおりの答弁だと思いますけれど、つまりこんなに人口が減るところを1万9,000人までもどす、これはね凄い大胆な政策がなければ、普通の政策では人口増えないと思っています。そのことは町長、一緒ですね、考えは。ね。ならばその上下水道に対して、例えば下水道、30万円の今分担金ですね。それから上水道につきましては中山が3万1,500円、名和地区が18万、ちょっとバラつきがございます。これを分担金をもらうけども、工事費はあんたも個人でしなさい、こんな政策をしても大山町は1万9,000人にはならんと。絶対なりません。私はね、政策で、昨日実を言うと担当課長と話しました。担当課長はやっぱり町長の下でございますので、こういう条例ですのしかたないと。でも政策が変わればいくらかでも変わり、変えますと。まあもっともな答弁でございます。やっぱりこの政策に条例の大転換をしなければ、大山町の人口は増えてこないと私は思っております。そして昨日、これも全員協議会で、情報基盤整備事業の個人負担、ね、今現在、実際町に住んでおられる方は2万2,050円の負担金でこの情報基盤が得られたわけでございますけれど、新たにこれから人は16万7,550円必要だよと条例にありました。新規加入者は。ところが改正したいと町長が提案されましたね、6万円ほど安く10万4,550円、始めの計画より6万円ほど安くしたいと、これもやっぱりこれは定住化対策の一つではないかと私は評価しております。ね、そういう情報関係を安くするならば、ついでに上下水道も安くすべきである。そうしなければ大山町の人口は減っていくと私は思いますけれど町長の考えどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 諸遊議員さんの再質問に答弁させていただきます。定住化の対策、これは大変重要なことであり、このままでは人口が減少傾向が止まらないというのは同じ思いでありまして、これは全国どこの自治体、特に小さな自治体、中心部から外れていく周辺の自治体が同じ課題を抱えているというふうに思っています。

その中で一つの施策として今上下水道の工事費を無料にするということも一つの方策であろうというふうに思っております。先ほど例として例えました日吉津辺りは無料だよという話であります。大山町もそういう意味ではその施策ができないのかと言えばできないことはないというふうに思っておりますけれど、ただそのこれだけ広い土地を抱える中で、自分はここに住みたい、自分はここに住んで家を建てるからここに上下水道を町で引っ張ってくださいって言われて、それがとてつもない距離がある場合も想定できるわけであります。日吉津のようなところであればせいぜいしれておるだろうなというふうに思っております。そういった中で基本的には、やはり事業の中で町として財政が苦しい中、有利な事業なり制度を活用して、今住民に上下水道の基盤の整備をしてき

ているわけであります。それはやはりその限られた事業の区域、その区域、今の住民に対しての事業ができるのがその事業でありますから、それをやってくるわけでありまして、そういう意味では本管とか管がそういう意味では通っているわけでありますから、そのそばであればそんなに経費が掛からないだろうなと思いますが、ただこういったところに大山町内に求めて、場所を求めて来られる人の中には利便性だけではなくて環境・景観のいいところ、そういったところに住みたいという思いで来られる人もあるんじゃないかと思えますね。そういった場合も同じ基準の中で、じゃあ大山町に住まわれる方には上下水道、全部町が引きますよということになると、その経費の負担は、町が単町費でやらなくちゃいけないわけでありますが、その定住化とはいえ、そのことを住民の皆さんがどこまでご理解いただけるかという非常に難しい課題ではないかなというふうに思っております。

従って先ほど答弁申しあげましたように、民間の事業者であってもそういった事業で宅地開発をして定住化に結びつけたいというような計画をいただければ、その中で行政と一緒にその役割を確認し合う中で、できるだけ便利で安価な造成地を作っていただくために行政が、じゃあ手伝いできる、役割として担えることな何なのかということの協議の中で一定の効果があるものについては町がそういったことも取り組んでいきましようというのが先ほどの答弁でございます。

したがって一つには、個人の経費がかからなくても住めるところ、要は、そういった上下水道の側までできているところにできれば家を建てて住んでくださいよというのが、土地利用の中の誘導施策でありますので、それを一律にどこでも町がやりますというような施策をするということは土地利用計画上、非常に混乱が生じるということだろうと思ったりしておるところであります。思いとしては同じであろうというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 町長の思いと私の思いも一緒でございます。ただ今おっしゃいましたように、どうでしょうかね、繁華街よりも環境のいいといいますか、景観のよいところに、離れたところに家を建てたい、でもそこには上水道、下水道もない。でも、もちろんおっしゃることよく分かります。日吉津村や米子市とわけが違うということ、よく分かります。でもそこに何がしの金額は補助しますよ、全額ではないですけど、もちろん全額ではないですけど、ここまでは補助しますという条例を作られても私は損でないと思うんです。やっぱりそのくらい、ちょっと痛みがあるんですけどそのくらいしなければ大山町の人口は増えていかないと思っております。

特に都会から大山町に来られる人は既存の、団地あたりもあれかもしれませんけれども新しくできた団地があるかもしれんですけど、そうでなくして今町長もおっしゃったように、景色のいい、景観のいい、環境のいいところに一軒屋でもポツンと建てたい

と、こういう要望が結構あると思います。実際、名和地区にはたくさんそういうのがぼんぼんぼんございます。これはやっぱりある程度、行政としてもフォローしていく。こういう施策も全額とは言いませんよ。ある程度、補助していく、こういう政策も是非とも考えてほしいと思っております。

昨日担当課長に聞きましたら、2,000平米以上の開発はいろいろそういう協議の上、するんだということでしたけれど、なかなか2,000平米というのは2反ですか。2反といいますと20戸くらいの団地でしょうか。なかなか難しい、実際として難しいではないかと思えます。1軒わて来られた人でもその対応をやっぱり町として対応すべきであると、そうせんと1万9,000人の目標を絵に書いた餅になるでないかと思っております。再度ご答弁されまして、私の質問は終わりたいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、おっしゃる意味はよく分かりますけれど、そこら辺が非常に悩ましいところであろうというふうに思えます。

景観のいいところ、確かにそれはいいんだけど、逆に守っていきたいという思いもあったりするものもありまして。で、奥の方は正直言って公共下水入ってませんから、なかなか接続も不可能、合併浄化槽ということになろうかと思えます。ただ水道については基本的にはどこでも引っ張っていこうと思えば行けるわけありますから、だからそこら辺をどういふので線を引くか。今2,000平米とありました、それは一つの開発行為、開発行為に関しては協議がある中で分かるだろうという、ある意味では、その中で協議、町としての協議をしながら、役割もお互いにもし確認し合えればという意味での2,000平米だというふうに思っています。だからその辺を議員おっしゃるように個人、一人一人の住宅の建設、別荘地のような建設まで含めて町が上下水道を責任もって整備するかということになると、まあある意味自分が住居を構えるときの中で今の時代一番大事なのが、上下水道と情報インフラでありますので、まあ情報インフラの方はある程度と通れる。だけど上下水道というのは、やはりなかなか自分では対応できない部分でありますから、それがどこでも町が整備しますよと言え、どこでも住めるようになるんですが、そういう誘導の仕方というのが本当にいいのかなと思えますと、土地利用計画上、少しはやはり制約、町としての考え方を持たないと、いくら定住化を勧めるといってもなんでもかんでもとにかく来てもらってどこでもいいけ住んでもらえばいいというふうな姿勢の中でのまちづくりの計画、土地利用の計画というのは問題が残るのではないかなというふうに思っておるところであります。

ただ、今いくら近いところであっても、どういったところであっても工事の接続については工事費は負担いただくというのが原則として今条例になっておりますので、今回の議案、議会に提案させていただきます例の情報基盤の分、少し見直しをさせていただいてるところでありますから、そういったご意見も踏まえながら、そういった制度の改

正が定住化につなぐ効果が見込めるというならば、今申し上げましたいろんな課題を整理をする中で検討を一度してみる価値があるのかなというふうに受けとめさせていただきたいというふうに思うところであります。以上であります。

○議員（11番 諸遊壊司君） それでは制度の改正を前向きに検討されることをお願いしまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 次、14番、岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 3点通告しておりますので質問いたします。

まず一点目、医療事務の外部委託は必要かということでございます。町営診療所、何カ所かの医療事務を外部委託しているようですが、本来、さほど高度な専門知識までは必要としない事務だと考えます。地域の雇用を確保するためにも、町内あるいは県内の人材を採用し、事務処理にあてるべきであると思います。必ずしも正職員でなくてもいいと思います。

地域のためにもその方がメリットがあると思うが町長の見解はどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは岡田議員さんのご質問に答弁させていただきます。

医療事務の外部委託についてのご質問でございます。現在本町で運営をいたしております4つ診療所のうち、名和診療所を平成16年4月から、大山診療所を平成18年5月から、大山口リハビリセンターを平成18年10月から医療事務の業務委託を行っております。

委託業務の内容は、日常業務では、外来の患者さんの受付、診療費の計算、領収書の発行等で、また、1月単位の業務では、診療報酬明細書いわゆるレセプトの発行と点検が主な業務であります。

医療事務の業務委託導入以前は、診療所の外来の窓口には事務職員を配置し、受付などの日常業務やレセプトの発行と点検を行っておりましたが、事務職員の休暇や異動、退職などによって患者さんからいただく一部負担金の請求間違いなど受付業務に支障が生じ、診療にこられた患者さんにご迷惑をおかけすることも少なからずありました。また、月末から月初めにかけてのレセプトの発行と点検時期には、医師、看護師を総動員し休日返上して作業にあたることもしばしばで業務の委託を行う以前は、毎月1日を休診日にしておりましたのはこのためであります。

医療事務の業務委託を実施したことにより、診療報酬の請求ミスが減少し、診療報酬の改正に適確に対応できるようになり、看護師の時間外勤務が減少し、また、受付の職員の急な病気や退職などに適切に対応し受付業務が円滑に行えるなど順調に業務が遂行されており、現在外来の患者さんの受付から診療報酬の請求までを、滞りなく円滑に行えるシステムが構築されております。ちなみに委託業者からそれぞれの診療所に派遣さ

れております常勤社員の住所地は、大山町が2名、米子市が2名の状況であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） かなりうまくいってるようで事務委託の方が有利なというようなことですが、この派遣されている人はもちろん同一の方がずっと継続してやられると思いますが、その人らはこれまでの事務職員の休みでトラブルがあったとおっしゃいましたが、そこら辺の交代とか何とかはないのでしょうか。

それから費用、外部委託した場合の費用的な面は、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岡田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、詳細については診療所事務局長の方から答弁をいたしますが、この医療事務、特に医療制度が次々変わってまいりますし、それから新しい薬とかも出てきたりする、いろんなそういった中で、町の職員として医療事務にあたっておりましたが、やはりなかなか専門的な研修を受ける時間も一人職場でありますので、難しいということも今までありました。あるいは休んだ場合に、変わりのすぐその場で患者さんに対応しなくちゃならないわけですが、その制度が分かっていないとそこで医療費の請求とか、なかなかできないというようなことがありました。そういった点が委託業務することによって、そういったところに常に研修を重ねながらその都度、例えば休まれば代替りの人が来られるとか、いうようなことで受託業者にきちっと責任をもってその部分に対応していただけていることの中で、非常に円滑に回ってきておるところでありますし、先ほど申し上げましたように医療費の請求、レセプトの点検とか請求とか、合わせてこの業務の中に入れておりますので、今まで職員がそれぞれ残業しながら総出で取り組んできた部分というのが、それぞれ日常の中でこの期間に間違いなく対応していただけていることで、金額的な部分としてそういった今までの時間外の部分と、それからかかっていた時間、あるいは交代のなかなか休めなかった部分というのが数字に見えない部分があるかもしれませんが、そういう現場としては非常に効率よく運営がまわってきているというふうに聞いているところであります。

具体的な数字のある程度分かる部分がありましたら、担当課長の方から答弁させます。

○議長（鹿島 功君） 診療所事務局長。

○診療所事務局長（中田豊三君） 最初に、派遣職員の事務職員の交代要員でございますけれど、各診療所には一人ずつ常勤の派遣職員に来ていただいております、その他に週に2度とか3度とか別の派遣職員が常時やってまいりまして、事務を覚えたり、月曜日とか木曜日とか診療が混みます時の事務対応をしているということで、平素から職員の要請を交代の職員の要請もしているということで対応いただいております。

それから外部委託の金額でございますけれども、名和診療所が月額30万円、消費税

抜きでございます。大山診療所が月額43万円、これは大山診療所は入院がございまして、他の診療所よりちょっと高額になっております。それから大山リハビリセンターが月額が28万円でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） ええまあ、業務が非常にスムーズに効率よくいっているということですが、ただ委託料は非常に高いと感じます。この医療事務の資格、ちょっとインターネットでみたんですが、最短21日で取れるというようなことも出ておりました。それから1カ月ちょっとで取れると。費用も7万円から9万円ということで資格は十分に取れる。そうしますと月30万円も払うんだったら2名体制でも十分通用できるのではないかとというような感じもいたします。

私は常々派遣社員という格差社会を生むよう制度は大反対でして、派遣される本人は何年たっても収入は少ないというような状況でその点があまり好きじゃないんですけども、そういう点から高額のを払うのであれば、2名程度でも採用できるんじゃないかと考えます。どうでしょうか。資格をとった人をですよ。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、あの一つ認識の違いかもしれませんが、派遣を受けてるという考え方ではもっておりません。業務を委託してやるということですので、医療事務についての業務をニチイという、ニチイ学館という会社でありますけれど、そこと委託契約をして、その業務を診療所といういろいろの現場でやっていただいておりますということだというふうに理解はしております。

従って医療事務を全国的に展開しておられるニチイ学館という、医療事務を行う企業に対して、そういう業務を委託しているという考え方で私の方としては整理しているつもりであります。まあそれを直接町の職員として、雇ったらいいのではないかとのお考えもお示しでありますけれど、まあいろんな場合の中でできることはできるだけ、民間にという今の行政のスリム化が叫ばれている今中で、何でもかんでもという業務委託でという思いはありませんけれど、先ほど申し上げましたようにその医療事務というのは、資格は簡単に取れるかもしれませんが、私もちょっとそこら辺は分からないんですけど、ただ次々医療制度が変わっていく中で、日々の患者さんに対して、対応していき、医療費の計算をし請求をしていくと言う行為を常に間断なくやっていかなきゃならないわけでありまして、そういったときに2人おけば確かにできるかもしれませんが、なかなか一人職場とかでは研修に行ったりするときに誰がそれを補うのか。今までは看護師であったりとか、医師があるいはその役割もしてたわけでありまして、けれどもなかなか一般の事務で、例えば今日休んだだけで変わりの誰か他の職員行ってやってということでも分かる仕事でもありませんので、そういった意味では専門性を要

する仕事だというふうに思っておるところでありまして、で、こういった業務を委託をするということで、そっちの方が行政としては効率的であろうというふうに思っておりますし、住民サービスにも向上するだろうという考え方の中で取り組んでいるものでございますので、そこら辺のところ、ご理解をいただければなと思うところでありまして、以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 分かりました。次にまいります。ごみ袋有料化後ということ、また将来の広域ごみ処理はということをつけ加えたいんですが、今年1月からごみ袋が有料とされた。ごみ袋有料化は、処理費用の一部負担もあるが、ごみの減量化も大きな狙いの一つであると思います。ごみ排出量の変化はどうか。また不法投棄が増えてはいないか。

更なる減量を図るためには、分別の徹底が必要であるが、自治会など諸団体の協力体制は万全か。近い将来の県西部広域可燃ごみの処理、これは名和、中山クリーンセンターの焼却炉、ごみ焼却炉が何年まで持つのか、そこら、その後のごみの処理ということでございますが、どうするのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは、ごみの有料化後の状況についてのご質問に答弁させていただきます。今年1月からのごみ袋有料化は、ご指摘のようにごみの処理費用の一部を負担していただき、排出の抑制に取り組んでいただくための契機としてとらえてごみの減量化に向けた協力をお願いしているところであります。

今年の1月から5月までの可燃物を前年度の同じ月と比べますと、1月は8.3トンの減、2月は9.3トンの減、3月は13.1トンの増、4月は23.1トンの増、そして、5月では14.6トンの減となっております。5カ月間の同時期の可燃ごみ量を比べますと、4トン、不燃物は、8.4トン増えているところであります。

ごみ袋有料化を控えて大量の駆け込み排出が報道されました自治体がありましたが、大山町では、比較的スムーズに移行できたものと受け止めているところであります。

また、可燃ごみは、月あたり約2トン、1家庭で約350グラムを減量いただくと町内の焼却施設の処理能力内に収まる量になります。引き続き減量化の取り組みを呼びかけてまいりますので、更なるご協力をお願いをするところであります。

また、不法投棄については、3人の不法投棄監視員さんに月2回の頻度で町内を巡回していただき、早期発見に努めているところであります。ごみ袋を有料化した後での報告に変化は見られませんが、引き続き注意深く巡視をしてまいりたいというふうに思っております。

分別の徹底につきましては、住民の皆さんの協力が欠かせません。5月30日と31日に各地区の廃棄物減量等推進員さんにお集まりいただき、可燃物に混じった缶や金属

製食器、剪定ばさみなど、こういったものを示しながら一層の分別の徹底についてご協力をお願いしたところであります。推進員さんの出席率は、72.2%でありました。数字だけで協力体制を判断することはできませんが、少なくとも可燃物に不燃物や資源物が混じっている状況を踏まえ、分別について廃棄物減量等推進員さんをはじめ住民の皆さんへ一層の協力をいただきますよう呼びかけてまいります。

近い将来の県西部広域可燃ごみの処理についてのお尋ねであります。米子市のクリーンセンターの有効活用提案をうけて、昨年1月に広域可燃ごみ焼却施設の建設計画を凍結し、平成22年度までに新たな対応方針を決定することとされました。この方針に基づいて米子市において議会全員協議会に諮り、地元関係自治会への説明会が実施され、現在も継続中であり、この説明会が終わりましたら地元3校区で組織をされます「米子市クリーンセンター検討委員会」と最終的な協議に入る予定であると伺っております。従いまして、米子市の結論は、この最終的な協議を経たあとになることとなりますが、その時期は現時点では未確定であると伺っております。米子市の経過を見守りながら、町内の二つの焼却施設の延命を配慮した運転につとめてまいりたいと思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） ごみの減量ですが、焼却炉に一番負担の係るのは生ごみではないかと考えますが、境港、あるいは智頭町で生ごみの堆肥化をやっております。それから米子市でもモデル事業をもう始めたようですが、米子市の場合、生ごみ1トン処理するのに収集から灰処理まで2万7,000円掛かるそうですが、大山町でも以前からいろいろ言われております大山寺の生ごみを地元の協力が非常に必要ですが、それらを堆肥化にすることができれば非常に焼却炉の延命にもつながりますし、経費の削減にはなるのではなかろうかと考えます。そこらの取り組みができないものか。

それから米子市のクリーンセンターを利用させてもらうように米子市に申し入れられているようですが、地元自治会の覚書で米子市以外の可燃ごみは持ち込まないというような建設の当時の覚書があるそうですが、そこら辺りがクリヤーできるのか。もっともっと協力的な働きかけが必要では、広域として協力的な働きかけが必要ではなかろうかと考えますが、その2点についてお伺いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岡田議員さんの再質問に答弁させていただきます。ごみの生ごみの堆肥化というのは、各地でいろんな取り組みがなされているのは承知しておるところであります。この間は三朝の温泉街、旅館街がそういった取り組みをするんだというふうな報道も成されていたところであります。これにつきましては、大山寺等の取り組み等も協議をしながら検討しておられるところでありますが、まあ大山寺は気象条件がなかなか厳しいというところで冬場の課題があるなというふうに聞いております。まあ

大きな規模でやるのも当然でありますけれど、今各家庭におきまして、生ごみ処理機というのを購入される場合、町としても助成をしたり、あるいはコンポストというものの導入についても調整をしながらそういった生ごみの処理について呼びかけをしているところでもありますので、そういったまずは事業も活用いただきたいなと思っております。ただ、大量に堆肥化していく場合の大きな隘路は、一般家庭の入れる場合には、やはりどこでも問題になるのは分別であります。その焼却の場合はある程度、燃してしまえるわけでありますけれど、堆肥化の場合は本当にその中に生ごみでないものが堆肥にならないものが入っていた場合のその除去というのが非常に大変な作業になるということでありまして、本当に大々的に堆肥化に取り組んでいくということになれば、本当にそういった意味で各家庭からのごみを入れるとなると徹底した分別というのを取り組んでいかないと難しい課題もあるんじゃないかなと思っております。

それから米子市のクリーンセンターの件であります。これは先ほど申し上げましたように、広域でごみの処理施設、広域のごみ施設を建設するということでの事業計画が進んできておる中で、米子市の方から作る計画を中断をし、米子市のクリーンセンターを活用することによって西部圏域のごみの処理ができないかどうかということを検討してみたらというようなことを境港市の提言を受けて西部広域の中で今協議をなされておるところでありまして、従ってうちの方から今ごみを米子市にすぐに処理をしてくださいということをお互いに依頼していく課題ではないというふうに思っております。現在なるべく2つの施設で処理ができるようにごみの減量を住民の皆さんにお願いをしながら、それに努めてるところでありますけれども、どうしてもごみが処理できない年末とか冬場とかそういった場合には一応境港市の方に生ごみについての処理今まで通り一部でもそういった場合には対応いただくようなことは境港市との間は協議できているところではありますが、そういった事情でありますので、で、うちの方から個々の町村が米子市に対してごみ処理をお願いすると、呼びかけるというような段階ではないというふうに思っております。まずは米子市の方が米子市のクリーンセンターを今までの状況を踏まえて、米子市以外のごみについても処理を受け入れられる体制が整えられるかどうか、そういったことの議論なり結論を今待っているというような状況であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） では、次にまいります。3番目、小学生のスポーツ育成は、子どもたちのスポーツ活動は、スポーツ少年団あるいはスポーツクラブとして団体が組織され、指導者の方の指導の下、練習に励んでいる。スポーツは身体の鍛錬による体力向上、そして精神力の向上等に健全な心身育成に大変有効であると思えます。

また子どもの頃からスポーツに親しむことが生涯スポーツという能力や態度の育成という観点からも大切なことだと考えます。

町外の学校では、当然のごとく教師も関わり指導をし、効果を上げているようですが、民間有志の指導者任せではなく、先生も関わって子どもたちを指導していただきたいと思いますがどうでしょうか。先生もなかなか多忙でしょうがどうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岡田議員さんのご質問はスポ少の指導に民間有志だけでなく、学校の先生も指導してはどうかというご質問ですが、ご承知のとおり大山町のスポーツ少年団は地域の方の熱心な指導者のもとで、例えば野球とか、サッカー、バレーボールなど現在9種目、19団が活動しているところであります。

もともとスポーツ少年団は、子どもたちが学校社会を離れて地域社会の中で、心や体を育てていこうと、こういうものであります。したがって議員のおっしゃるとおり地域の指導者の役割というのはとても大切だと思っております。

そもそもスポ少の結成というのは、10名以上の子どもと1名以上の成人指導者が最初に必要であります。で、さらにその指導者の更新には所定の講座などを受けていただいて認定資格というものを義務づけております。

現在、本町では地域の有志の方が指導者として、登録されておりますが、町内の学校現場の職員は、スポ少指導者には登録されておられません。ご質問にもありましたんですが、町外では学校の先生が指導にあたっているのではないかというご質問ですが、それはきっとですね、勤務している学校区ではなくて、住んでいる居住地で先生というより地域の住民としてスポ少の指導者に登録して指導をなさっておられる。こういう教職員公務員の方でしたら、本町にも何人かおられます。スポ少の指導というのは、単に特定のスポーツの実技指導だけでなく、地域活動の育成とか指導というようなことも必要でありますので、学校の先生の中には、こういった面ですぐれた力を持った先生も本町にもおいでです。指導者ではありませんが、こういう先生にも時々、指導や助言をいただいて有効に活用しております。今後とも地域社会でお世話をさせていただいております有志の指導者、この方を核に家族であるとか、あるいは学校の先生の支援のあり方というのが、大事な、連携のあり方といってもいいと思うんですが、そういう辺にも配慮してスポ少の活動が活発になるように努めていきたいと、こういう具合に考えております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 子どもの体力向上は、その人の子どもの生涯にわたって非常に有効であろうかと思えます。スポーツ少年団、スポーツやってる子どもとそうでない子どもの体力格差はだんだん開いていく一方ではなかろうかと思えます。文部省の文部科学省がスポーツと健康ということで、その中で教育課程の改善、これ教育課程、平成元年に公示されたものですが、小中高の新しい学習指導要綱で体育・保健体育について生涯スポーツと体力向上も重視する観点から、内容等の改善を図り児童生徒が自ら

進んで運動に親しむ態度や能力を身につけるとともに、自発的・自主的な運動を実践できることを目指しているということで、文部科学省が出しておりますが、あまりスポーツに関わらない子どもたちを、どういいますか、いつでも気軽に運動に親しめるような、そういう仕組みづくりも必要ではなかろうかと思えます。

高齢化社会で将来にわたって健康維持するためには、生涯スポーツということは非常に重要であろうと思えます。その観点からも小学生の頃からスポーツに親しむ環境ということは必要ではなかろうかと考えます。

スポーツ少年団でやってる子どもたちはもちろんですが、それ以外の子どもたちももっともっと関心の持てるような仕組みづくりについてはどうお考えですか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岡田議員さんの再質問にお答えいたします。スポ少の中で、ねばりとか体力というのは養成する必要があるというのは全くそのとおりであります。本町でも体力等の検査をしておるわけですが、特に男子生徒の体力が平均よりやや劣るのかなとこういう場面があって、教育委員会としてもこの辺りを課題としてもっております。

学校教育の中では例えば小学校でいうと、全校マラソンみたいなものを、回数を重ねるといふか、こういったようなことの必要性なども言ってそれを取り入れてもらったりはしておるんですけど、いずれにせよ、学校の授業の中で体育の時間は各学年によって違うんですが、週1.5時間平均かなと思っております。以前は学校で体育の時間というのは3時間も4時間もあったんですが、今では前期は2時間、後期は1時間、こういったようなこともあって、年平均1.5時間くらいかなと。こういう中で決して体力が付くわけはありません。少し前ですが、旧名和町でスポ少に入っている生徒と、入っていない生徒、調査をいたしましたところ、スポ少に入っていない子どもたちは割りと間食が多くて肥満が多い。あるいは通学に自家用車で送ってもらってなどしてですね、歩くことすら非常に乏しいといふか時間が乏しいというような結果も出ておまして、そういう情報を保護者の皆さんに提供をしながら、家庭の中での健康、体力、こういった辺りにも提起しております。学校教職員はそういった辺りの情報をしっかりつかんでおりますので、スポ少に日常は関われないとしても、長期休業、例えば夏休みであるとか、まあ冬休みというのは、なかなかスキー等くらいしかありませんが、夏休みなどは、スポ少にも学校長の裁量の範疇の中で、先生方の力を借りていくといふか、先生方が持っている体力づくりのノウハウを社会教育とか地域活動にも使っていきたいとこういう具合に考えているところであります。国の調査もそうですけれども、本町での実態をしっかりと見極めながら、これからそういう辺の課題を解決していきたいと、こういう具合に思っているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 将来ある子どもたちの健全な心身の発達のためにも是非小さい頃から健康づくりに親しむような環境をこれからも作っていただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は2時5分から始めたいと思えます。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 7番、川島でございます。通告にしたがいまして4点質問いたします。

まず第1点目でございますが、私議員になり始めてからこの財政問題はずっと質問してきております。特にやはりバブルが崩壊してから税収減となったために、余計にその辺が気にかかって3月にも4名の同僚議員が財政の件で質問されております。そして3月の広報には、3年後の基金の残高が載っております。そしてこのままで大丈夫かというような見出しもついております。説明読ませていただきます。

合併後2年を経過いたしました。一段と少子高齢化となり、人口減少が予測される今日、全国的には、景気は回復基調にあるとはいえ、800兆円を超える国の借金のおおりで地方財政は好転するどころか、ますます困窮の度を深めるものと予想されると。自治体全体に恩恵をもたらすと期待された地方分権は、肝心の財政面では何ら改善ももたらさず、三位一体の改革では地方の財源であるはずの地方交付税の大幅に削減され、財政力の弱い市町村は第2の夕張化を恐れる毎日となってきたと言われはじめた。わが町も3年後には基金の積み立てが4億5,000万、底をつき中長期的、中長期の財政再建、健全財政に向けての取り組みが急務であると感じます。

その中の1として財政再建、健全財政に向けてのマニフェストの作成され発表されたい。3月の議会広報が出回りましてから、この財政に向けての町民の関心と申しますか声と申しますか、これが非常に多く聞かれます。数字的にどのようにしてこれを健全財政に向けて取り組んでいくのか、作成されたいと思えます。

そしてこの1の中の1ということにしていますが、やはり財政で一番お金を食うのは人件費であります。今わが町は3町合併いたしまして、支所も総合支所方式をとっております。人件費が非常に多大なものと思われませんが、これの見直し等はどのように考えられるか、そして12人ですか、財政の方の委員さんができておられますが、この問題については、合併当時の当初の委員会のメンバーがあるので、この件は議会の町当局の答えは出されておられません。議会町当局の方の考えということで出されておられません。この辺について町長のお考えを質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 川島議員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず財政の健全化に向けてということでございます。再建といいますと何か一回倒れたように聞こえてしまいますので、財政改革、財政の健全化に向けての取り組みについて答弁させていただきます。

先ほど吉原議員さんのご質問でも申し挙げましたが、昨年度に行財政改革審議会の答申を受けて本町の行財政改革大綱と、これに基づく集中改革プランを作成したところであります。

しかしながら、この集中改革プランでは、具体的な数値目標が余り示されていなかったこともありまして、議員の皆さんや町民の方からご指摘を受けているところであります。

現在、総務課の担当職員を中心にしながら作業班を組み、集中改革プランの柱である住民との協働・さまざまな主体との連携、住民ニーズにあった、効果的な行政サービスの提供、住民ニーズに対応できる組織と機構、そして健全な財政運営の確保、この全般にわたって具体的な検討作業を進めているところであります。

議員の皆さんや区長会、あるいは町民の皆さまにお示しできる時期は、本年8月以降になるというふうに思っておりますけれども、できるだけ早くこれを取りまとめ、具体的な改革や数値目標をたたき台としてご議論、あるいはご意見をいただきながら、また、町民の理解をいただきながら、健全な町の行財政運営に向けて、取り組めるものから順次取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

次に総合支所方式の見直しについてはどうかというご質問でありました。議員の皆さんを含め町民の方から、現在の総合支所方式に対しての御意見や御不満をいただいている面もございます。ご承知のとおり、旧中山町・旧名和町・旧大山町の3町は対等合併を決断したところでありまして、合併協議の中では本庁・支所方式の結論が出ていたわけではありますが、本庁舎となるこの庁舎が手狭でありまして、当面総合支所方式をとることとなった経緯がございます。

現在進めております住民ニーズに対応できる組織・機構の見直し、この中で具体的な方向を示したいと考えておりますので、この方向性につきましても重ねてではありますがご議論いただく機会を持ち、議員各位、また町民の理解を得ながら進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくようお願い申し上げるしだいでありませう。以上です。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） ただいま町長はできるものからということに言われたわけですが、これはできるものからということは、一つずつということですか、総合的に見て実施計画なりを立てられますか。基本構想、基本計画、実施計画の3本柱で総合計

画ということになります。実施計画は3年程度のもの、これには実際の前算化されることが必要だと思えます。机上の空論であってはならないと思えます。そしてその計画を作られるときに、言われます地方分権でよく言われます簡素で効率のよい小さな自治体、という方向を持っていく考えはないのか。そして財政再建団体等、準再建団体等の事例を聞いてみますと、やはりいろんな借金、過疎債とか、そういったいろんな借金をどういいますか、していろんな住民の要望に答えてきた、ということが原因となってそれに対する返済能力、人口低下、税金の自主財源の低下によって、返済能力が無くなってきて再建団体に落ちた。そこでその中で再建するのに、一番何を、給料はやはり生活があるから減らすわけにはならんと言われるのが大抵のあれですが、人数は減すことができる。少数制主義にもってきて、いわゆる効率のよい小さな自治体、これに向けて頑張ってきておられます。

その辺、今大山町は合併特例債という、非常に名前のいい借入れをすることができますが、これの期待のしすぎはないのか。これの変化は、今後の見通しはどうか。そういった面も踏まえての実施計画、数字を入れたものが8月頃にできるのかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 川島議員さんの再質問に答弁させていただきます。

先ほどご答弁申し上げました部分は、行財政改革、これについての具体的な取り組みについての考え方をお示しをしたいということでありまして、先ほどおっしゃいますような実施計画、基本計画、これ総合計画のことであろうというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、総合計画があって町づくりを進めていくわけでありまして、そういった中で今まで取り組んでおります事務事業、合併のときにいろいろに協議して今3年目を迎えているわけでありまして、さまざまな事務事業等中心にしたいろんな課題があるわけでありまして。これを実は一つ一つ点検をしていただいて、いろんな提言をいただいている、というのが、でそれを改革していこうというのが、今回の計画でありますから、そういった中でその何項目あるか、はっきり忘れましてけれど、一つ一つの事務事業の見直し、それを要は検討する必要があるという課題をいただいた部分がたくさんありますので、それを具体的に検討していく中で、これについてはあるいは廃止をしましょうとか、これについてはこういう変更をしていきましょうと、そうするとこれについてはいくら予算、事業費が縮減できますよとか、そういったようなことの数字を踏まえて取り組んでいこうと、例えばよく言われます、ご質問いただきますけれど、敬老会だことの、金婚式だことの、いろんな福祉の事業とかありますよね、補助金とか、こういったものについて、で、今一つ一つ検討しておるところであります。具体的に。それでそれのただこれは住民の皆さん、議員の皆さんにもご理解いただかななくてはなりませんから、これをそういった具体的なものを示して、で財政もこれから先

考えれば大変なんで、こういった分についてはこういう事業についてこういう見直しをしたい、こういう事業についてこういうふうな縮減をしたい、こういった事業について逆に積極に取り組んでいきたいが、こういったものはどうだやというようなことを具体的にお示しをして、ご意見をいただきながら、そして理解をしていただかないと駄目だと思っております。そういった上で理解いただけるものから順次取り組んでいきたい、そういう思いであります。ただ理解をしていただくということは、必要なんですが、実は大変なことでもあります。今のこういった財政状況にある中で、見直しをするのに住民サービスをどんどん増やしていくというような見直しにはまずならないだろうというふうに思っておりますから、どちらかという住民の皆さまにご理解をいただいて、対応をお願いしていくことがどうしても多くなってくるのではないかなと思っております。今回県で、特別医療制度の見直し、これについていろいろ住民の皆さんにお示しをした中で、いろんなご意見を受け止めて今見直しを図っておられますけれど、やはり元々の制度の通りにしてくれ、やっぱり負担を多くするのはいけないという声がどんどん大きくなってきている、そういった状況だと思っておりますので、声としたらそうなるだろうと思っておりますが、でもそれを乗り越えていかなければならないだろうなあというふうに思っております。そういった意味からも議員の皆さん方にもご意見をいただき、ご理解ご支援をいただかなければ取り組めませんし、そういった方向でもっていかなければ先ほど来、ご心配いただくような町としての財政、健全な財政保っていけないだろうというふうに思っています。要は、先ほど申し上げましたようなことが要は目指すところでありますから、要は効率的で小さな財政、要は自治体、これを目指していくという目標がそこにあるだろうというふうに思っています。ただ、そのためには、今の住民の皆さんが自覚をもって、自分たちは自分たちでこういうことをやるよと、こういうことは自分たちでできるから行政はじゃあこんなことをしましよと、そういう理解なりが進んでいかないと、単に小さな自治体を目指しますから職員を減らします、いろんな制度を縮減していきますということで、一方的な押し付けの中ではなかなか不満しか残らないだろうと思っておりますから。そういう意味で提示をしながら、具体的に提示をしながら、理解いただけるもの、あるいは理解いただきながら、できるものからどんどん取り組んでいきたいというのはそういう意味であります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 町長と私との、どうも私の質問の仕方がまずいのか、とらえ方が私の意といたしません。私は3年後の基金が底をつく、だいたい18億ぐらいな基金の残高がなければ再建団体に転落、あるいは赤字額が標準財政規模の20%を超えないように、今のところでいけばこの大山町は大丈夫ということが言えるのか。私はそれに落ちないためにどのような、マニフェストを町長は作られるのかということを尋ねた。落ちないというのだったら大丈夫です。ただ8億の借り入れをして4億を積み立

て基金に回すというような単なる数字合わせでは駄目だと。で、一つの例を挙げて、地方分権のこの効率の良い、小さな自治体、それは何故それに向けるかというのは人件費が一番財政の方に影響するかということなので、町民の皆さんは、本当に第2の夕張、あるいは近隣の町村のようになりはしないかということをご心配されていますので、その辺の問題。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） うーん、再質問に答弁させていただきますが、決してずれているというふうには私自身とらえていないわけでありまして。だからこそ今できるものを住民の皆さんと一緒に見直しをしながら、住民の皆さんにも理解をしてそれぞれ行政としてスリムな行政機関になるように、あるいは役割を行政だけに負わないで、住民の皆さんみんなで分かち合いながら、まちづくりしていくような体制つくりましょうやという事を取り組む必要があるというふうに申し上げてるんだというふうに思っています。だから、このまま今までどおりのように、行政頼りの住民の皆さん、何でも役場に頼んでいけばやってもらえるというふうなね、今だんだん意識が変わってきていると思えますけれども、そういったいろんな状況の中では要望など受け止めていってそれに答えていけるような体制にはありませんよと、それはどんどんそういった思いだけ聞いておって事業していくと本当要は夕張のような再建団体になってしまいますよと。だから、やはり今の状況をしっかりと住民の皆さんも自分のまちのこととして、受け止めていただいて、お互いできることは我慢をしたり、お互いにできることは自分でやったりしながら、そういったことにならないように健全な財政に向けて皆で取り組みましょうよと、いうことをしようというふうに言ってるわけでありまして。その具体的な例として、いろんな事業がありますから、補助金であったりとか、いろんな事業が直接住民の皆さんにサービスしている事業がありますから、こういったものについて具体的にこういうことをこういうふうに変更すれば、あるいはこういうことを止めればこれだけの経費が浮きますよとか、あるいはこういったことをこういうふうにすればこういう効果がありますよと、だから住民の皆さんどうですかというようなことをですね、ここにお示しをしながら議論をして了解をいただきながらどんどんそれを実現、実行に移していこうじゃないかということをお願いしているわけで、だから当然、私どもとしても3年、5年先の10年先の町財政というのを見据えながら、今この時点で、そうなるからでは遅いから今のうちにそういったことを見据えながら住民の皆さんに理解を求めて、一緒に取り組むようなことをしていけないかと、そういう取り組みをしたいと申し上げているところであります。

で、先ほども答弁しました合併特例債、合併特例債というのをどういうふうに受けて止めておられるのか分かりませんが、合併特例債、大山町としても合併によって、その枠をいただいております。ただ今まで使っておる中でも少なくとも合併特例債が

あるから事業をしようということではなくて、どっちみちやらなくちゃいけない事業を有利な制度である合併特例債に充当しようという考え方の中でやっているところでありまして、だから基金についても合併特例債を使って基金を要請するわけでありましてけれどもこれも確かに借金でありますけれども、交付税で帰ってきますから、その分についても、だから1億積み立てるのにいくらか交付税で帰ってくるからそれを合併特例債を使って基金を積み立てよう、で不足の事態に備えるための財源にしておこうという考え方でやっておるわけでありまして、だから当然そういったことを考えながら、合併特例債の活用もしているところでもありますので、そういった思いとしては決して川島議員さんと答弁質問が僕はずれてはいないような気がしてはおるんですが。私もこういう体調でもありますので、理解不足の部分がありましたら、ご容赦いただきながら答弁とさせていただきますというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 財政の問題についてはその都度、その都度また、3回の質問じゃ駄目ですので、また次々質問させていただき、次に入らせていただきます。

2番目として小学校が統合されて2カ月がたったと。そこで4点、先生、生徒、保護者相互の信頼関係は保たれているか。

それから2番目にいじめが発生してはいないか。これ私、実際にいじめにあった生徒、これ名和小学校とか、大山の小学校・中学校の生徒のいじめではありません。高校生のいじめ、その現実それを体験いたしました。これはね、学校のね、今まで新入生に入って、高校に入って、学校のことずっと家族で話をしたり、機会あるごとにその話、途中からその学校の話がだんだんと聞かれなくなった。その辺から部活といじめの問題が発覚してきました。なかなかね、保護者が「お前、いじめにあつたらへんか。いじめにあったでないか」っていってもね、実際にはそのこと口に出しません。最終的には、家出、自殺、こういった方向に入るじゃないかなというふうに考えました。で、小学校でするので、だいたんなことは無いとは思いますが、発生はしていないかということでお尋ねします。

それから、新校舎での健康管理は十分かということの一つ。入学式、卒業式の折に学校に行きました。階段の手すりだったか、壁の継ぎ合わせだったか鋭角になってひょっとしたら手が切れるなというような面がありましたですが、それから階段辺のところを走って突き抜けたら、転落すらへんかなあというような箇所もございました。そういった辺での事故、あるいは内装材のシックハウス症候群辺での健康被害はないか。4、5日前だったですか、小学校の健康に対する調査票が回ってきておりました。その辺新校舎での健康管理は十分かということと、それから4つ目に、第2次教育改革がこの間発表されました。これ統合される前にはそれぞれの学校でいろんな計画があったと思いますが、この第2次教育改革との関連ということで、これに向けての取り組み、まだ始

まったばかりでそう現実的にどうこういうことはないかも分かりませんが、その辺のところちょっとお聞かせ願えたらということでこの4点を質問いたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 川島議員さんの4点のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、先生、児童、保護者など信頼関係は相互に保たれているかというご質問ですが、ご承知のとおり名和小学校は昨年4月に庄内・名和・光徳の3小学校が東西校舎に分かれて名目統合、本年4月に実質統合をいたしました。その間、実質統合に向けて1年間、教職員、保護者の方々が本当に夜遅くまで、いろいろ話し合いなど体制づくりについて協議されたりして合わせて地域の方々のご協力も得て一応順調にスタートしていると、こういう具合に現在思っておるところであります。

この4月からは当然、統合されましたので学校生活や通学方法も新しく始まりまして、そういう中でもこれまで培ってきた町民の方の良好なそういう関係というものを土台にして、これからも信頼関係を深めて学校経営をされるのではないかなと期待しておるところであります。

2点目に、いじめは発生していないかというご質問ですが、普通の小学校であれば、1年生だけが始めて出会う、こういうことになるわけですが、名目統合したためにですね、実質統合したために、1年生から6年生まで全学年が全て新しく出会うと、こういったようなことがありますので、そういう中で毎日新しい友達関係の中でさまざまなレベルの摩擦とか、こういうトラブルっていうのは起りやすいと思っております。現在のところ小学校からは、いじめ発生というこういう報告は受けておりませんが、仲間の中で起きるさまざまな出来事については、学校は保護者と敏速に連絡を取りながら、一つひとつ、早期に対応していく必要があると、こういう辺で支持もしておりますし、連携を教育委員会と深く持つておるところであります。

次に、新校舎での健康管理は十分か、というご質問ですが、4月から新校舎の学校生活が始まったわけですが、ある保護者から子どもの様子がもう新校舎の臭いで頭が痛いといっているとか、手荒れと言いますか、ちょっとひどいようだがこれは化学物質のせいではないかという申し出がございました。教育委員会としては、学校薬剤師さん等と連絡を取りながら対応にあたりました。その該当児童については、以前よりアレルギー体質もあってどうしようかというようなこともありましたが、新校舎とのこれだというような因果関係は診断書もいただいたんですが、明確ではありませんでした。保護者の申し出もありまして、新築でない教室の方がいいとか、もっと使い慣れた机で勉強させたいということでありましたので、過日教育委員会を開いて他の小学校に、指定学校の変更ということで現在別な小学校で通学をしていただいていると、こういう現状はございます。

町内、どの小学校でもそうなんです、毎朝、担任の先生が児童の健康状況をチェッ

クしたり、あるいは何で休んでいるのだろうかとか様子がおかしいって、こういうようなこともつぶさに観察をして、保護者と連携を取ったり対応しておりまして、今後ともそういう安心のおける学校経営、学校運営ができるように指導していきたいと、対応していきたいという具合に考えておるところであります。

最後に教育改革との関連はということでございますが、先般6月1日に教育再生会議なるものが、第二次の報告を内閣官房よりありました。第一次報告は1月にございましたし、第三次を12月に想定しておるわけですけれども、今回の第二次は主として学力向上とかあるいは徳育という教科を作ってはどうか、というようなことが盛り込まれておりまして、社会総がかりで子どもたちの教育に取り組んでいくことが必要だということが提言されておりまして、この提言を今度6月の大山町の教育委員会19日に開きますので、こういったところで内容を検討していきたい、こういう具合に考えているところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 西校舎、東校舎に分かれて1年間やっていたせいもあったでしょうか、非常にうまくいっているというような報告でございまして安心いたしました。4番目に関しては、今後の期待するものでございますし、健康管理の方は気を使っていたいて、児童の健康に注意をしていただきたいというふうに感じます。

3番目に入ります。これも随分昔から私は場所を変えたりいろんなことで質問しております。生ごみのリサイクル化、堆肥化に似たような取り組みをとということで上げております。

鳥取県では、ごみの再資源化への取り組みが今年になってからどんどん進められてきております。そこで先ほど来ありましたが、三朝町で観光地で旅館組合と行政とがごみを堆肥化に向けて取り組みが始まったと。日吉津村も米子市もなんかそれに似たようなもので、生ごみの分別収集の徹底ということで試験的に取り組みがされかけておりますが、この観光地大山寺で取り組んではどうかなというふうに感じます。雪が降っての中のごみの収集、運搬、大変だと思いますが、過去において私も背負ってごみ焼き場まで毎朝ごみを運んだ、何十年も前ですが、経験がございまして、何とか匂いとかそういったものを消して、堆肥化をしてそして大山町の特産品のいずれにも利用ができますし、農産物への利用して、循環型社会の形成と環境イメージの向上、そして大山という大きな観光地はこういうものに取り組んでいるという前向きな姿勢に役立つように思いますが、その辺を研究課題として取り組んでみられたらということで質問をしております。町長の考えをお聞かせください。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは川島議員さんの生ごみのリサイクル化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「大山恵みの里」づくり計画や総合計画そして昨年策定いたしました新エネルギービジョン、こういった中に循環型社会への対応と環境イメージ向上による観光振興と農産物の有機的なつながりを目指して策定されたところでもあります。

現在、その具体的な取り組みに着手しているところでもあります。観光地大山の地元では、ごみステーションの美化や収集時間に合わせてのごみ出しを申し合わせし、イメージアップに努めていらっしゃいます。自家用のごみ処理機を設置し、減量化の取り組みを実践していらっしゃる事業所もあります。しかしながら、受入の多い冬場には、気温が低くて思うように分解が進まず、初期の目的が得られない状況をお聞きしているところでもあります。

また、廃食油の回収に協力いただいている事業所の取り組みもお聞きしているところでもあります。

個別の取り組みではありますが、これらの取り組みを核にして取り組みの課題を整理しながら、地域にあった環境イメージの向上策を事業者の皆さんや地元自治会の皆さんと一緒に検討を積み重ねたいと考えておるところでもあります。

循環型システムを構築し、温泉観光地のモデルを目指した三朝温泉ゴミゼロプロジェクトが報道されたところでもあります。この取り組みは、処理した生ごみを堆肥化し、有機農産物づくりを進めることと廃食油をリサイクルし、旅館の送迎バスや町の公用車等の燃料としての利用が計画されているところでもあります。

大山町におきましても廃食油の利用については、すでに1年を経過したところではありますが、廃食油の排出量、排出方法など事業所や家庭の排出実態や回収能力を含めた供給可能量、また、利用可能量について基礎調査を実施し、環境に負荷を加えない排出方策や循環基盤を充実するための方策について協議、調整を図ってまいりたいというふうに考えておるところでもあります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 今ごみステーションでそういったところの方向で取り組んでおられるところもあるということをお聞きしました。その中で冬季の温度で分解が困難ということをお聞きしましたが、その冬季の分解が可能なその機械というものがあればそれはちょっと実験的に町、実験的に推進の協力をお願いできますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁をさせていただきます。先ほど申し上げましたように大山寺の特性といいますか、一番ごみのたくさん出る時が一番寒い時ということの中で、今言いましたようにその微生物による分解が難しいと、なかなか思うようにいかないという課題があるということをお聞きしました。ご答弁でも申し上げましたようにいろんな課題があると思いますが、そういった整理をする中で、そういった大山寺の皆さん方のご協力なり、ご理解がいただけるならば、そういったことも検討の中に入れて

いかなければならないというふうに思っておりますが、そういった冬場に寒さにも強くて生ごみの堆肥化が進むような、そういったシステムがあるようでありましたらそれも含めてまた検討の中に加えていくべきではないかなというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） その菌はいろんな菌がありまして、21世紀は菌の時代ということでございますので、また心強い返事をいただきましたので、私ちょっと研究してみたいというふうに思っております。

4番目に入らせていただきます。4番目は、大山ブランドの開発兼基幹産業農業の活性化施策として阿弥陀川水系産米を大山ブランドへの取り組みをしたらどうかということで質問いたします。

旧大山町の広域農道辺までの田んぼの米が、非常に味がいいです。町長食べられましたことがありますか。名和の方の米でも美味しいということでJR大阪の、JRの人が作られた米を大阪の同僚の方に送ったと。そしたら「非常に美味しい」と、「こりゃ新潟産か」と、「いや鳥取県だ」と、「なんがそげなことがあぁだ、わしが食つとるのが新潟県の南魚沼産のこしひかりで一番美味しいはずだ、そおーより美味しい米はあらへん」「いやこれは鳥取県の米だ、それも名和の米だ」。で名和の米は私も食べておりますが、この大山の米を数年前からちょこちょこ食わせていただいておりますが、炊きたてはどこの米でも美味しい。冷えてからが非常に美味しい。これを何とかこの大山町のブランド米として売り出し、あるいはいろんなイベント、あるいは大山寺でもそれを販売するような計画、お互いに行政と生産者とが取り組んでいかなければなりません、そして活性化と税収を上げていけば、非常に役に立つんじゃないか、一番身近な、あんまり手をかけなくてもできらへんかなというふうに感じますが、この辺の取り組みを町長はどう思われますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは川島議員さんの「大山ブランドの、ブランド米、阿弥陀川水系米の取り組みはいかに」というご質問に答弁をさせていただきます。

基幹産業であります農業の活性化を図るため、阿弥陀川水系で生産される米の大山ブランド化に取り組んではという、今、お話でありました。阿弥陀川を始めとして、町内の主要河川はいずれも大山山系を水源としておりますので、その水によって育まれた米は、いずれも大山ブランドの候補であると考えております。

生産物の味の良さは基本的な要素であります。消費者の皆さんに大山山麓とその水系を良好な自然環境としてイメージしてもらえ、また減農薬や有機栽培といった安全・安心の肥培管理を認知してもらおうといったことなどが、ブランド化に向けての重要な要素になると考えております。

従いまして、生産者と関係機関とが連携して町内産米をブランド化するための栽培方法や販売方法などを研究するとともに、大山恵みの里づくり計画の一環で新設をいたします公社に「大山町ブランド」の認証機能を持たせるなどの取り組みを通して、ブランド化を検討してまいりたいと考えておるところであります。ちなみになお、今私は坊領米を食べております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 私も質問が足りませんでした。ええ、町長食べたことがありますかという単純な質問で、味は光徳の米とどのように違いますか。正直に、大山産、あの一、水、あの一、大山水系、大山、という大山の水系といいますか、私もあまり知りませんが、ここには諸遊議員が米の方の資格も持っておりますし、生産もされております。研究もされておりますが、阿弥陀川と佐賀県のどこだかの川とはなんか特殊な成分があって美味いんだという話も聞いておりますが。まあこれは余談ですが、町長にその味のへんの評価をお聞きしたいと思います。あの返事は非常にブランド化に向けてのいい返事をいただきましたが、正直なところの味をお聞かせ願ひまして、私の質問はこれで終わります。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 私も食味機を持っておりませんので、何とも言えませんが、あのう、まあ光徳の米となんていわれますと光徳の方に叱られるので何とも言えませんが、今こういう状況の中で、ちょっとわが家で自分で米を作っていないものでありますから、人にお任せをしながら、実は米は知り合いからいただいて買わせていただいて食べております。実は一昨年は、日南町の方から分けていただいて、送っていただいておりました。こないだ頃からはちょっと知り合いから坊領米ということで町内のおっしゃるような広域農道から上の田んぼでとれる米をいただいております。正直申し上げてそれを比較すれば、ええっ日南町の米より美味しいという風に思っております。今の米より今食べている米の方が美味しいと思っております。ただそれは色々な感覚、感じ方なんでありましようから、それをどういう風に証明するということが問題だろうというふうに思っております。ただ、今日南町の米というのが、非常に売れています。日野川源流米、こういう名称の中で、関西方面で特に大きな人気であります。

ですから、おっしゃるように、美味しい美味しい、それぞれ魚沼のこしひかりも含めてありますが、それはどういう風な戦略の中で、まあ売り込んでいくかということも大きな、僕は大きな差に関わってくるんだろうと思っております。そのことが、今大山という自然の中で育まれたものであるという、産物であるというそのやはりイメージ、こういったものをしっかりと前面に出すことによってその農産物に同じものを食べても、要はきれいなお皿にのせられたものと、ちょっとした紙の上ののった分を同じものを食べても、どっちが美味しいかという、味は一緒でも食味機で測れば一緒かもしれませぬけれ

ど、それに違いが自ずと出てくる感じ、そういったところをしっかりと戦略の中で取り組んでいかなくちやあいけないと思っています。

したがって、その、ただ、とはいえある程度の認証機関を持ちながらそういったブランド化をしていくとなれば、それなりのきちっとした基準というものを一応定めながら、そのもとで栽培をし、販売していくことを取り組んでいかなければ、大山水系だから阿弥陀川水系だからすべて同じなんだという、そうはなかなかならんだらうなと思っておりまして、まあ、これからの課題というのはそこに、あのブランド化していくうえでは米に限らず、そこにあるのではないかなあと考えておるところでありまして、そういったところを、しっかりとこれから大山振興計画の中で取り組んでいきたいなと考えております。あの、美味しかったです。以上です。

○議員（7番 川島正寿君） ちょっと取り消させていただきますが、光徳という名指しをしましたことはちょっとどうかなというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） えー、川島正寿君、質問ですか。

○議員（7番 川島正寿君） いや、その件はちょっと消しといてください。

○議長（鹿島 功君） いや、そういうわけにはなりませんので。

○議長（鹿島 功君） 次、2番 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 私は、通告にしたがいまして権限移譲についてということと、もう一点、地球環境汚染の軽減対策と肥満防止に自転車通勤の勧めということを通告しています。

まず始めに権限移譲について、今朝の日本海新聞でですね、地方分権改革推進法が18年12月にですね成立いたしましたして、その中で丹波宇一郎という、今のイトーチュウの会長だと思っておりますが、で、委員さんが7名だと思っておりますが、決まりました。その中で答申がありまして、昨日、首相を中心とします本部会が、の初会合が開いたというように今朝の新聞に取り上げておりました。

そしてですね、始めますと読ませていただきますと、地方分権改革を進める上でのワンステップである三位一体改革は、皆さん周知のとおり税源移譲・補助金の削減・地方交付税の見直しの三本の柱となっております。この中で税源移譲は、ほとんど進んでいないというのが現状であります。平成16年度から18年度の3年間、この三本の柱となる分権改革が進んでおりましたが、補助金の削減と地方交付税の見直しは進みました。その中で格差が生まれたのではないかというふうに言われております。それを是正するという方向で今のまた第2ステップの分権改革が始まったというふうに私は考えております。

鳥取県も国のそういった政策の中で移譲できるものは、できるだけ移譲したいと考えているようでして、特に福祉分野、町村による福祉事務所の設置など、より身近なもの

についての洗い出しなど準備作業に入っていると聞いております。大山町の今現在の権限移譲を見ますとですね、他町村と似たり寄ったりでほとんど進んでいません。

そこで伺います。一つ目に、この権限移譲が進まない要因は何なのか、どこにあるのか、さまざまあると思います。

二つ目に、現在、受け入れ準備、あるいは計画をしているというような権限があるのかどうなのか。

三つ目これに伴う地方交付税、まあこれが一番大事だと思うんですが、税財源の移譲はどのようになるのか。これをちょっと町長に質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは西尾議員さんの質問に答弁させていただきます。

権限委譲についてのご質問でございます。

まず、現在の県からの権限委譲の状況について申し上げますと、移譲項目の件数が71件あり、本町はそのうち38件について移譲を受けております。

1点目の権限委譲が進まない要因は何なのかということではありますが、市町村側の方で考えてみますと、県が示したもので移譲を受けたいものはもうほとんど受けたということでありまして、県の側から考えると、市町村が移譲を望まないもの、例えば、住民から余り申請が出ないような、めったにないような事務、こういったものの移譲をあと残ってるよということを示す、そういったような姿勢であったり、あるいは移譲の後に取り扱い単価を一方向的に下げてくるといったようなこともあったりいたしまして、市町村といたしましては、これ以上、移譲を受けたくないなという思いがあるんだろうというふうに思っております。

2点目の現在受け入れ準備あるいは計画しているのかということでもあります。そういったような状況でありますから、現在のところございません。

3点目の権限委譲に伴う地方交付税などの税財源はどのようになっているかということではありますが、県からの権限委譲の財源と国からの税財源移譲のことは、まったく別の話でありまして、県からの移譲事務が増えたからといって、本町の税財源が増えることはありません。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） これ以上受けたくないということで、実は計画もしてありません。三つ目がですね、国からの交付税ということで関係ないといわれております。しかしながら、県が渡そうとしている中にはですね、国から事務委託をしてあるものもある。それを町に渡すというようなこともあろうかと実は思っております。そうなると話はまだ別ではないのかなというふうに思ってます。そして、これ以上受けたくないというのが本当であれば、今この権限委譲というパックでやっているのをですね、道州制などの問題などもたぶん絡んでくるんじゃないかなと。県はその辺を考えながら今渡そう

というようなことを、実は、6, 000から7, 000項目に亘って今すでに課の方にヒヤリングを行っている最中だというふうに聞いております。と、なれば受けたくないといって受けんでもいいものなのか。あるいはもし受ける、受けざるを得ないというような状況になった場合に、その中でですね、じゃあこれは受けようとか、これはちょっとどうしても受けたくないなとかいうものが出るか出ないのか。まずその辺を全然調べないということもちょっといかがなものかなと、今答弁で思いました。県はですね、どうも渡そうとしていることもあります。国もいいのものもある、悪いのものもある、いろいろあるでしょう。いいのは渡したくないと。しかしそのような状況からできるものは、渡せるものから順に受けたいところですね、渡したいと。当然まだら模様になったりするわけでしょうが、いずれ受けるというようなことになればですね、これは逆に言うとは知らない存ぜんではなくて、調べてかかることも大事なのかなと思います。道州制に絡んで話をしますと、広島県などは、道州制の中で、自分のところは受けるという準備段階で、もうどんどん進んでおる方らしいです、中国地方ではですよ。そのようなことがあるので、たぶん鳥取県もそのようなことに進むんじゃないかと私は思います。まあ執行部の方はですね、もうちょっと詳しい情報などはたぶん入っていると私は実は思っていて、いろんなことを調べておるんじゃないかと実は思ったしだいであります。

そしてもう一つ言いますと、受ける側手がもし力不足だとか弱い場合には、人材も一緒に派遣したいというような意見もあるわけですが、西部はあまり人材派遣を要望しないということが以前からあるわけですし、その辺りももう一度答弁願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは再質問に答弁させていただきます。必要であれば詳しくは総務課長が答弁いたしますが、先ほど申し上げましたように、権限委譲、当然住民の皆さんにとってメリットのあること、一番身近な行政機関として権限をもっていただく方が住民のためにもまちづくりのためにも、有用であろうというものについては積極的に権限委譲を受けてきているところでもあります。そういった中で、そういったことが判断できるような項目についてはもうほとんど示された、県から示されたものについてはもう権限委譲を受けておりますと。だからあと残っている分については、そうめったにあるような業務でなかったりするようなものが多いということの答弁をさせていただきました。結局、その対応するためにそれなりの職員の体制を作らなくてはなりませんし、いつそういった申請があっても対応できるようにしておかなくちゃいけません。そういった意味では、なかなかそこら辺の費用体効果化を考えた場合に、積極的に県の地元の、移譲を受けるということが闇雲に住民にとって、あるいは町にとっていいのかということの判断は今しているということでもあります。

で、道州制との絡みとなってきますと、これについてはおっしゃるように道州制の今

議論がなされているところでもありますから、いずれにしても国は今、国のあり方と地方のあり方、これについてまた町村合併、そして今度は道州制という議論の中でその役割分担といいますか、機能の変革をはかろうとしておるところでもあります。それは承知をしておるところでもありますけれども、ただ国の方針として、何を地方に任せ、何を国がやるのか、まだその辺も十分に見えてきていない部分もあります。そういった中でその中間的な役割である県、都道府県、この都道府県がどういう役割をするのか、あるいは都道府県が存在するのかしないのか、これから先。そういった中で末端の自治体である市町村、これがじゃあどういう役割を求められていくのか、そういう役割分担という部分事が見えない中に、なかなかそういった中で今どんどんそれを見据えているんな事務を権限をほらほらって言われる、はいはいって言ってどんどん国や県から示されるものを受け止めていくということが本当に今そういったまだ前が見えない段階の中でいいのかなという思いも実は個人的にはもっておるところでもあります。まあ県の方としても、いろんな情報を収集しながら、今いろんな取り組みしておられるんでしょうけども、県の方にも、まだなかなか国が示す道州制のあり方、そういったものについての具体的なものはまだ議論の中であって、見えてきていないのが現状ではないのかなというふうに思ったりしておるところでもあります。

それから職員の派遣ということでもあります。人事交流なり派遣という形で本町も取り組んでおるところでもありますけれども、具体的に県の方から、人材をどんどん派遣をすると、から使えというようなのがどこまで、どういった事業の中で情報としていただいているのかというと、そんなに私自身はまだ受け止めてない部分がありまして、県は県としてやはりスリム化図っております。行政も町村もそうでありますけど、そういった中で定数の限られた中で今県の課題を対応していくのが一生懸命の部分ありまして、無条件にどんどん県の職員を市町村に派遣をして、市町村の業務を県のノウハウを持って対応していただくような環境がどこまで整っているのか、ちょっと私も情報不足の部分がありますので、調べてみたいと思っておりますが、県の方が県の負担で県の職員をどんどん市町村に派遣していただくっていうことがあれば喜んで私どもとしても受け止めていきたいというふうに思っておりますが、市町村としても今職員の削減、定数削減を含めてそういった取り組みをしているところでもありますので、市町村の職員を抱えながら、県の職員で町が経費を持ちながらどんどん受け入れていくっていうのはなかなか難しい部分あるんじゃないかなというふうに思っております。まあ、研究させていただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 最初の答弁の時になかったのですが、先ほど町長が職員の定数の削減のことを考えると、税金がついてこないかどうかよく分からないのに、なかなかできないのだと。実は調べてみますとこのようなことが結構ネックになっていた

というようなことを聞いております。しかしながら、よく考えて見ますと、仕事が増えるわけですから、いずれはですね、そのようなこともまあ権限と財源とひつついてくるような可能性がなきにしもあらずと、私も思います。まあ町長がですね。調査することも大事だということなので、これからもですね、なるべく早い段階で、調べあげられて、どのようなものがいただけたらいいのかということをはっきり言うとはですね、その中でまた住民などにですね、周知願えば、逆に言うと職員が増えるということは、その私思いますに、一番の大きな大山町の会社とありますが、財源をもって金を動かしているのは、この執行部ではないかなと常々思っております、そうしますと削減する定数削減が一番の問題ではなくて、実はその中に実は給料が落ちていくということは、財源移譲にもなるわけですから、そのようなことを考えられればですね、定数削減だけが唯一の方法でなくて、いろんなこともこれは行財政改革に繋がるんじゃないかというふうに思っております。もう一度その辺りですね、まあマイナス面もあるけどもプラス面もあるというようなことを考えられてね、やっていただければと思いますが、その辺を町長はどのような考えでおられるでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、今おっしゃりたいのは権限移譲の件でございますか。ですから権限移譲につきまして申し上げましたように、町民にとってメリットがあるかどうか、そういったことを考えながら、当然権限移譲は当然受けるか受けないかを判断していきたいというふうに思っております。権限に伴って財源がなかなかついてこないというのが現状でありますので、そこら辺は先ほどから申し上げておりますように本当に町にとって、住民にとってメリットあるのかどうかということを考えてやらなければならないことだなというふうに思っております。

後、職員、まあ行財政改革の中で合併協のときから、やはりある程度の適切職員定数というのは当然示されている部分もありますし、現在の事務事業等を見ながら本当に必要な職員を削減をさせていきながら、適切な配置を考えていかなくちゃならない、その今、過渡期というふうに思っておりますが、片やはや減らせという声もあれば、がいに減らさんでもいいという声もありながら、いろんな中で私も判断するのが大変な立場でありますけれど、いずれにしても事務事業等の状況を見ながら、適正な職員配置、これは財政状況等とも絡めながら早急に取り組みはしていかなければならない課題だというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西尾議員、1番はこれでいいですか。はい。ここで暫時休憩いたします。再開を3時25分にしたいと思います。

午後3時13分 休憩

午後3時26分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 2番目にですね、地球環境汚染の軽減対策と肥満防止に自転車通勤の勧めという、えらい大層な名前を付けてますけれど。

大山町は、環境マネジメント規格ISO14001を取得されています。その大きな柱は、環境整備と破壊防止・省エネルギーに繋がるということですね。リサイクルも繋がるということですが、あっ、リサイクル、排ガス防止、あとグランドワークなどの柱があります。私もですね、会社の関係で同じISO14001を取得されている会社に勤めているものですから、関係各社は同じような教育をさせられております。毎年1回確認ということで教育をしております。

ただ、取り組みによって実施する内容は、さまざまだというふうに聞いております。そしてですね、その中でのことが町民に浸透しているのかどうか、はたまた職員の方は周知理解しておるのでしょうか。また具体的な取り組みとして実施していることはどのようなことかなど。そしてですね、この中で一番なんですが、環境整備、破壊防止と省エネルギー、これ排ガス防止について注目しているわけですし、鳥取県は第1・3水曜日をノーマイカーデーと定めて地球環境汚染の軽減等啓蒙を図っているようです。この中で大山町にノーマイカーデーはあるのかなということ。

私は、自転車が好きです。今でもたまに乗って米子まで行きながら、帰りはわざわざ山を通過して帰るといって、1時間ぐらい、1時間ちょっと片道で掛かるわけですが、たまに行きます。自転車を車に積んでですね、いろんなところを自転車でみて廻るといってもなかなかいいものでして。私町内で親子連れ、小学校の子どもとお母さんがですね、小さい自転車と大きい自転車に乗って走っているのをたまに見ますが、なかなかいいなといつも思っています。そして、自転車のいいのはですね、歳をとってからもランニングなんかするとだいたい膝に負担がきて水が溜まったりアキレス腱を痛めるというようなことがあります。自転車は回転するものですから膝に負担などがあまりないと。そして5キロ位の距離であればですね、車とさほど大差なく15キロ前後で走ればですね、20分ぐらいで着くということではいろんなことを考えるとですね、そんなに時間も掛からないし、もしこれが実現すれば地球環境がクローズアップされている昨今、運動不足の解消と、ガソリン代の節約、排ガスの減少につながり、また肥満が引き起こすメタボリックシンドロームということがありますが、この不安も解消し、しいて医療費の減額などに寄与することになると、このようにいいことづくめみたいなことを書いてありますが、メタボリック症候群、メタボリックシンドロームといいますが、これ内臓脂肪蓄積のために引き起こす動脈硬化とか心臓病、男子で言うなれば腰が、胴回りが85センチ以上、女性で言うとならば90センチ以上、私が今85、4ですからぎりぎり、町長はちょっとあるんじゃないかなと。実は目安ですけど、少なかつたらすみません。その辺り結構その辺に引っかかるんじゃないかなあと思っております。このような考え方は

どうでしょうかと思ひまして、町長の考えを質したいと思ひます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは西尾議員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、大山町が環境マネジメントシステムでありますISO14001を取得し、その取組みが町民に浸透しているのだろうかというご質問でありました。これまでの周知の方法としては、広報「だいせん」に定期的に取り組みを掲載し、一番新しいものでは2月号に掲載しております。家庭や事業所での「地球にやさしい活動」への取り組みについて啓発をしてきているところであります。

町民に浸透しているのだろうかということではありますが、合併後2年間を見ますと、ごみ焼却場での可燃ごみの減少、あるいは資源ごみの分別収集量の増加という傾向が顕著に現れており、一定の効果はあるものではないのかなというふうに考えておるところであります。

具体的な取り組みにつきましては、広報「だいせん」にも掲載しておりますように、省エネルギー対策の部分と廃棄物の排出削減が主なものであります。この質問につきましては、職場、大山町の職場ごとのサイトということの中での取り組みというのが中心になってまいります。そういった意味では行政の機関がそういった意識をもって取り組んでいるということを住民の皆さんにご理解いただきながら、できることからさせていただくことにつながっていけばいいなというふうに思うところであります。

次に、鳥取県が平成11年9月から全県に呼びかけて実施して始めてまいりましたノーマイカーデーについてであります。議員さんも職員の通勤の事情はご承知のことと思ひます。過去に鳥取県の取り組みが始まったときにも、旧町単位でそれぞれ公共交通機関の利用可能な職員や近距離の通勤職員に対し呼びかけをした記憶があるところであります。

さて、ご指摘の自転車を活用した通勤ということでもあります。ご指摘いただきましたが165センチ、94センチ、74キロという私には全く縁のない話かなというふうに思っておりますが、同じような体型の中で、数字だけがそれを示すものではないというふうに思っておりますけれども、いずれにしてもこういった取り組み、こういった課題をみんなで取り組むことは大切だなというふうに思うところであります。実は質問をいただいてから、自転車で通ってやろうかなというふうに実は思ってはみましたが、こういう体調でありましてあきらめました。去年は一時2カ月くらい歩いて通ったときもありましたが、なかなか継続が難しいなという思いをしておるところであります。

職員の状況を見ても、なかなか分かっていても自転車とか徒歩での通勤というのはできないわけではありますけれども、でも今でも何人かの職員がそういった通勤の方法で通っている姿を見ているところであります。

いずれにいたしましても、地球の温暖化防止の観点から職員ひとり一人が健康維持の

ためにも自ら、こういったことの呼びかけ、自分自身が実行しながら呼びかけていくことは大切だなと思っているところでもあります。どうか皆さんも自分の健康のためにも、そして地球環境のためにもこういった取り組みを一緒に取り組めればなと思うしだいでもあります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 町長も運動好きな方ですから、前向きな答えが返ってくるんじゃないかと実は期待しておりました。このISO14001についてですが、私たちはですね、先ほど言いましたカードを実は持たされております。実は今日持ってこようと思って忘れてしまいました。手帳大のカードでして、取り組む項目が3つか4つぐらい書いてあります。そうすると年に1度、この検査官が来られましてですね、その前にだいたい講習をやるんですが、1時間かそこらです。「呼ばれたらすぐ出せ」と、「何をやっているか言ってください。」というようなことを教育されます。それが職員の方持っておられるのかなと、実は思います。まあこれがですね、ちゃんと浸透していれば別に私がそのことについてとやかく言うことはありません。

問題はですね、このノーマイカーデー、ノーマイカーデーというのは、必ず車は止めよというのではなくて、バスでもいいですよ、乗り合いでもいいですよ、あるいは歩いてきてもいいわけですし、いろんなことでそのように考える、啓蒙、その日を定めてですね、なるべくその日は自転車でこようかなと。ちなみに皮下脂肪はですね、定期預金と言われてます。内臓脂肪は普通預金というふうに言われてます。いざという時にエネルギーになるのがこの定期預金である皮下脂肪でありまして、容易につくのがこの内臓脂肪だと。したがってこの容易につくわけですから、容易にとることもできる。例えば食事制限だったりとか、あとは運動をやるたびにですね、案外安易にとれるというのがこの内臓脂肪だといわれています。

私近場ですね、自転車がよいというのは、自分が好きなということもありますが、案外遠くまで行ける、そして荷物を積める、そういったことがあるわけですし、近場に買い物など行けるんじゃないかなと、そうすると地盤も案外車でいちいち、案外近くでも車で行くくせをつけちゃうと車で行ってしまうと。そこで自転車で行くような日を決めてやれば、まあ全員しなくてもやれる方がやるというようなことを決めると案外それが良かったり、いいほうにくせになればいいことでありまして、近所の方と一緒に連れ立っていくとか、すれ違いざまに挨拶ができるとか。車の場合、なかなか挨拶ができない、まあ手を上げる程度、まあ会釈かな、車の場合はその程度ですが、自転車の場合は案外一緒にじゃあいきましようかというようなことになるんじゃないかなと思ったりなんかもしておりまして、そのようなことをですね、まず、なかなか私たちは米子の方の勤めではありますが、ほとんどの町職員は遠くと言いながら町内です。大山の方が振り分けで名和に来られたりということもありますが、近所の方はその辺を先行でですね、やられ

たらいかがなものかなと実は思っておりまして、その辺りを町長のお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、それぞれが地球環境 CO₂削減のために日常生活の中で意識をもって生活をするということはこれは大事なことだなというふうに思っています。そういった観点から昨年、新エネルギービジョンの策定をいたしました。その概要版を各戸に配布させていただきました。その一番後ろの方に電気、待機電気を一つ切るだけで年間なんぼですよ、この構想だけで年間なんぼになりますよという CO₂の削減もですけど、なんぼ銭が浮きますよというのを実は書いた分を配らせていただきました。

まあ ISO の取り組み、町内でやっています分も基本的には経費の節減、紙の量を減らすとか油の量を減らすということでの経済効果も狙っている部分でありまして、これはうちも同じように職員がこういった環境手帳を持ちまして、そういった中で意識をしながら取り組んでおるところであります。それをさらに広げて、車をなるべく使わんようにして、ノーマイカーデー、通勤方法を自転車あるいは徒歩に変えたらというようなこと、これは町民への呼びかけというよりは職員にやらせてもみてはというご提言かなと思ったりしておりますけれど、まあ自分の健康管理含めてさらには金という話をしましたが、これだけガソリンが高くなりますと 140 円から 150 円になると、そういった面からも自分の懐とを考えながら、わずかな通勤手当じゃ割りがあわんじやないかというふうなことも考えながら、一石二鳥になるんじゃないかなと思っております。ただこれをどういう形で職員に呼びかけるかでありますけれど、まあそういった健康づくりの中から意識の啓発ということで範を示して、私がやれということなのかなと思っております。

実は昨年、歩き出したらそれに触発されたのかどうなのか、何人か歩いて通ってるものを見かけましたが、私は途中で止めましたけれども、職員はまだ歩いている者もおるところでありまして、そういう意味では私もちょうどいい距離でありますので、自転車も余っておりますから、考えてもみたいなというふうに思っているおるところであります。そんなところから始めればなあというふうに思うところあります。以上であります。

○議員（2番 西尾寿博君） 了解いたしました。終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、4番 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 通告書にしたがって一問質問いたします。

介護予防の方策について、高齢化が進み、医療費が増加傾向にある今日、予防が大切であることは誰もが承知しているところです。大山町でも各種検診、介護予防教室など、いろいろと取り組みをしておられるところではありますが、一定期間での見直しも必要で

あると思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

現在、高齢者の栄養失調が増えていると聞きますが、大山町では高齢者の食に関する調査をしたことがあるでしょうか。また、簡単な料理講習はできないのでしょうか。高齢者というのは、食べ物をよその人からもらうのがいやだという意識の方も結構いらっしゃると思いますし、同じものを続けて毎日食べたり、そういう生活を苦にせずに過ごしてらっしゃる方も多いと聞きます。

二つ目に、17年の12月議会の質問に健康で長生きのまちづくりという質問をした時、医師、栄養士、保健師の体制強化を図るという回答をいただきました。どのように強化されたのか、お聞きしたいと思います。

また、介護予防教室の中には、参加延べ人数は多いが、参加者が少ない、同じ人が何回でも参加するものもあると聞いております。昨日の報告で3倍にも2倍にもなった教室もあるとの報告でしたが、どのような方が参加してらっしゃるのでしょうか。また、どんな方を対象に募集していらっしゃるか、その方法などをお聞きしたいと思います。以上、3点お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは、遠藤議員さんのご質問に答弁させていただきます。介護予防の方策についてというご質問であります。

はじめに、大山町では、高齢者の食に関する調査をしたことがあるか、また簡単な料理講習はできないのかというお尋ねでありました。

大山町では、高齢者の食に関する調査は特には行っておりませんが、健診の受診者については、基本健診の問診の時、食に関する設問の回答に問題があれば適時、医師、保健師、栄養士がアドバイスをおこなっております。また健診結果に留意すべき点があったときには、例えば生活習慣病の予防教室の案内をお送りするほか、保健師や栄養士が随時、相談に応じたりアドバイスをおこなっております。

料理教室につきましては、日常生活関連動作訓練事業といたしまして、高齢者を対象に、調理実習を含め、栄養改善等の指導をおこなっております。昨年度は22回開催し、高齢者250人の参加がありました。

このほか、男の料理教室や老人クラブ等、団体からの依頼による料理講習も随時おこなっておりますし、食生活改善推進員さんが、各部落で高齢者の皆さんを対象に料理教室を行っていただく高齢者食生活改善事業を、町の委託事業として実施をいたしており、平成18年度は全町で、52回、1,286人の高齢者が参加をしておられるところがあります。

なお、いろいろな事情で自分では十分な料理ができない高齢者に対しましては、バランスのとれた配食サービスの利用をさせていただいております。

高齢者の皆さんには、こういった事業や機会を、ぜひ積極的に利用していただき、自

らの健康づくりのために、食生活改善を心がけていただきたく思うところであります。

町としては、今後も地域の皆様と協力し、効果的な事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、17年12月議会で、医師、栄養士、保健師の体制強化を図ると答弁したが、どのような強化をしたのかというご質問であります。

平成18年度からは、それまで支所の福祉課にも置いておりました栄養士や保健師を全員、本庁の福祉保健課に集める体制といたしました。その結果、地域包括支援センターの医師も含め、事業計画や事業展開における協力、連携、情報交換が、より円滑に進むようになりました。

なお本年度は、3名の栄養士のうち1名を幼児教育課に配置いたしました。これは現在大きな課題となっております、子どもの食生活改善に重点的に取り組むためであります。これについては、保育所、学校、放課後児童クラブなどの関係機関との連携を重視し、総合的な体制強化を目指したものであります。

3番目のご質問は、介護予防教室の中には、参加延べ人数は多いが参加者は少ないと聞く、どのような方法で募集しているのかということでありました。

政務報告でご報告いたしましたように、介護予防教室の利用数は全般的にはかなり増えてきております。

平成18年度では、6つの教室の参加者数の合計は3,229人ですが、実人員は1,095人です。

同じ方に繰り返し参加していただくことは、継続のための意欲を維持するという観点で重要なことですが、教室によっては、ほぼ満員状態になってきたものもあります。定員を超える場合は新規の方を優先し、参加者のすそ野が広がるようにしております。

参加者を増やす方法、募集の方法につきましては、「広報だいせん」、防災無線を基本とし、応募状況等を勘案しながら、必要に応じて募集チラシを作成するものもあります。その他、社会福祉協議会等、関係団体を通じてPRをしていただくこともあります。

今後であります。防災無線やチラシについては、できるだけ減らすという要請もありまして、したがって、「広報だいせん」を基本といたしますが、最も効果的なのは利用者の口コミであると認識をいたしておりますので効果が上がり、利用者が満足できる内容となるよう工夫することにより、より多くの皆さんに参加していただくよう努めてまいりたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4番 遠藤幸子君） 高齢者の栄養状況は検診の時に聞くというふうに町長答えていただきましたけれど、検診に来られない方、そっちの方が問題だと思うんですけど、そういう方の対応というのはどうしていらっしゃるんでしょうか、自分は元気だ

から検診なんか行かなくてもいいという思いで行かない方もありますし、行きたいんだけども出かけられない、そういういろんな方があると思いますので、漏れのないように目を届くようにしていただきたいと思いますが、たぶん全員の方が検診に出てきていらっしゃるわけじゃないんじゃないかと思うんです。

それと介護予防教室のことなんですけれど、介護予防というのは、国から交付される地域支援事業交付金でこれで介護予防事業がなされていると思います。で、この介護予防の対象となるのは特定高齢者、で大山町に特定高齢者となる方っていうのはどれくらいあるか把握していらっしゃるでしょうか。それをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 遠藤議員さんの再質問に答弁させていただきますが、詳しい数字とかそれから状況については担当課長の方から答弁をいたしますが、おっしゃるように何でもであります。いろんな思いの中で、いろんな情報を提供したい、いろんな話を聞いてもらいたい、そういった場面でこの高齢者に向けての栄養指導に限らず、いろんな場面、仕組んでさまざまな事業をするわけでありましたが、なかなか本当に意識をもって聞いてもらいたい、来てもらいたいという人はなかなか来られないというのが現状であります。

じゃあそれをそういう人は投げておいていいのか、じゃあどうするのかと言われれば、じゃあそういう人が常用がどこにあるのか、じゃあ一軒一軒回るのかと言われたら、なかなかそれもできない。それが本当にある意味でこれに限らず悩ましいことであります。そういった意味では、やはりいろんな場面を通して、食の大切さ、高齢者にとっても、食事は大事であるということをやはり理解いただけるような情報の発信の仕方をしていかなければならないというふうに思っております。

まあ言いましたように、基本検診ですから、全員が受けてないわけではないわけでありまして、基本検診を基に相談に来られる方、その方っていうのは、ほとんど意識のある方でありまして、そういう意味では本当にありがたいんですが、検診も受けない人も確かにいらっしゃいます。検診を受けても、その結果に頓着されない方もあったりするわけですし。じゃあ、それではどうするかというと、なかなか具体的には、本当に電話でもいろんな、自覚をもって電話とかいろいろ相談をいただければ対応できるんですが、そういう方でない人まで、じゃあどうしていくかって言うのは、確かに言われるのは分かりますけれども、現実的には非常に難しい課題だなというふうに思っておりますので、やはりそういった意味での横のつながりの中で、これは口コミだと思っております中で、やはりそういった意識を高めてもらうような取り組み、このことがやはり高齢者の食に限らず、全ての面において大事なことかなというふうに改めて感じるところであります。具体的な数字とか取り組み状況がありましたら、特に特定高齢者の数等担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 特定高齢者の数ということでしたが、申し訳ありません、手元に今資料を持ち合わせておりませんので、今即答ができかねます。

○議長（鹿島 功君） 担当課長、かねるで止めてしまわずにいつ回答するかまではっきり言わんといけません。言ってください。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 今日中にご報告を。

○議長（鹿島 功君） 今日中につて言うのは……。暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 5 分 休憩

午後 4 時 0 7 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 失礼いたしました。特定高齢者は、介護プランを策定してケアをする人ということでもありますけども、現在本町で特定高齢者として認定されている人はありません。ゼロ人であります。ただその医師の診断ありまして、その候補者としてリストアップしている数は 70 人あります。この 70 人の方々については、他の介護予防プランで参加していただくことによって、特定高齢者として認定するところまではまだいっていないというところでもあります。

それともう 1 点ありました、検診に来ない人に対するの指導等のことでもありますけれども、現在、町の行います検診に来て受診をされる方は、これは高齢者ということではないですけど、約 33% です。で、ただこれは町が直接するものですから個々に医療機関等で検診をされている方、数字は別につかんでおりませんけれども、別にあるかと思えます。来ない人の割合がかなり多いわけですけども、検診に来られない方についても町のいろいろな事業、また食生活改善推進委員さん方にお世話になって実施しております各集落等で行う調理講習、そういったものも含めていろいろな機会を提供しておりますので、来られない方についても何らかの機会は作っておるというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 遠藤幸子君。

○議員（4 番 遠藤幸子君） 介護予防事業が一番中心になってるところは包括支援センターじゃないかなと思うんですけど、その包括支援センターと地域のいろんな団体、老人会とか婦人の団体とかいろいろあると思うんですけども、そういういろんな団体との取り組みっていうんですか、そういうことをそういう方たちとのつながりを考えてこれから事業を進めていくという考えは町長、どういうふうに考えていらっしゃるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、もちろん今おっしゃるよ

うなこと大切ではないかなというふうに思っています。介護予防っていうのは、要は介護にならないような予防でありますから、そういう意味では日ごろから元気なうちにそういった意識をもって対応する、自分でできるように意識をしてできるようにしていくということを取り組んでいくことがまずは大事であります。先ほど西尾議員さんのおっしゃったようなことにもつながるのではないかなというふうに思っております。

そういった中では、包括支援センターに限らず健康づくりの中で、特にこれは包括支援センター、高齢者の健康づくりでありますけども、高齢者の団体であります老人クラブでありましたり、あるいは福祉団体の総括をしております社会福祉協議会、こういったところの事業者として中に入っておられるわけでありますから、こういった福祉計画なりそういった健康づくりの計画辺りのときにも、そういった方々にも参画いただきながら、計画づくりを取り組んできているところでもありますから、もちろんそういった事は大切に、今もやっているとは思いますが、これからはよりいっそう、そういったことは大切ではないかなというふうに思っております。特にいろんな場面に参加をいただくということで、におけるやっぱり団体の力というのは大きいのかなというふうに思っております。

○議員（4番 遠藤幸子君） はい、終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、9番 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 大変皆さんお疲れのところ申し訳ありませんが、もうしばらくご辛抱いただきますよう。通告に従いまして農業問題を1点、伺いをさせていただきます。

農業政策がまあ大きく変わり、今担い手とか集落営農とかに集約されつつある中、農家の方にもとまどいは多く見受けられるようであります。で、集落によっては集落営農に向けての話し合いがなされているようでございますけれど、こういうのも今行政としてはJAのお手伝いをするのか、行政はまあ前面に出ないのか、私もその辺がちょっとよく分からないもので、これ町長に対して質問していいのかどうかというのもちょっと疑問に感じたんですけれど、その辺の対応なり今後スケジュールとして、やっぱり今集落営農に担い手ということで、国の方はどんどん集約しつつあるんですけど、行政側としてはどのような対応で望んでおられるのかをちょっと伺ってみたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 秋田議員さんの質問に答弁させていただきます。

集落営農についてのご質問であります。ご案内のとおり、平成19年度から新たな経営所得安定対策によりまして、一定要件を備えた認定農業者あるいは集落営農組織、あるいは農業法人といったそういった担い手に限定された施策が始まったところであります。

今回の農政の改革によりまして、集落営農に関心を寄せる集落もあり、個別に説明を要請される意欲的な集落については、担い手を育成・支援する組織、大山町地域担い手育成総合支援協議会の構成員であります町、農協、普及所等が集落へ出向いて説明を行っておるところであります。

今後とも、集落営農について意欲的な集落へは、関係機関で連携をし集落へ出向いての説明を行うなどの推進や支援を行っていく考えであります。

今後、高齢化等による農地の出し手の増加が予想され、受け手のない農地の遊休化が懸念されておりますが、地域の農業は、地域の農業者で守っていくことができるように、地域の認定農業者を集落がバックアップするのか、もしくは集落営農組織を育成して、地域全体で守っていくか、こういった話し合いの場が必要であると考えておるところであります。

いずれにしても、町内の各集落において、集落営農組織を含めた担い手の育成や確保が必要であり、各種事業及び制度と併せて、推進と支援を町としても行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 今答弁いただきました。で、だいたい分かったような気もするんですけど。で、私思うのにね、こういう農業問題っていうの、あまり何か農林水産課の方が前面に出て農業委員会の方の影が薄れている感じがせんでもないわけです。で、まあ農業委員さんというのは、集落のリーダー的な人がやっぱり委員さんとして出ておられます。で、今たぶん町内で30名近くの委員さんがいらっしゃるんじゃないかと思っております。でまあ私のところもいろいろあって農業委員さんはいない、担当地区ということで委員さんが出ておられます。で、この間、ちょっとお話をしたら、「そういう意欲的な取り組みしたって農業委員もちょっとえらいしな」なんていう冗談とも受け止める、本気とも、どちらとも言えるような話をしながら、やっぱりそれでもこういう問題というのは、あまり農林水産課が前面に出るよりも、やはり農業委員さんの力というものも大事じゃないかなとは思ったりするんですけど、その辺の考えというのは、委員会の会長じゃないんですけど、町長に答弁求めてもどうかなと思ったりはしますけれど、その辺の考えというのはどうですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 秋田議員さんの再質問に答弁させていただきますが、議員さんおっしゃるとおりだと私も思っております。特に今抱えているその農業施策の課題、これは確かに農林水産課行政側のわれわれのセクションの中の課題でもありますけれど、やはり農地を守り農地を活用していく、そういう意味での農家の政策、農家の政策の根幹にある部分っていうのは、やはり農業委員会ですっきりと議論をし、農業委員さんが中心になって取り組むことであろうというふうに思っております、機会があるごとに

私は農業委員会に出させていただくときにはそのことを常に申し上げてきております。農業委員会は単に農地法の番人、農地の貸し借りなり農地転用の許認可を行うのが農業委員会の役割ではない、農政、次の農業をどうしていくのか、そういったことを農業者の立場に立って中心的に政策を考えていき実行していく、これが農業委員会に今求められている役割です、ということはそのたびごとに言わせていただいております。まして、まあ局長も新しいものですから、今局長に振ると困るかもしれませんが、そういった意味では農業委員会の中でもそういった取り組みがなされているんだらうというふうに思っております。

特に担い手の育成、あるいは集落営農ということ、あるいは農業法人等も今取り組んでいるわけでありまして、そういったその大型の農地の集約化によって、農業経営を行っていかねば日本の農業は成り立たないという、そういった国の方針の中で今農政の転換がなっているわけでありまして、そうなるとう当然の農地の移動、農地の貸し借りという部分を担っているのは、情報から言っても権限からも農業委員会が主でありますから、そういった意味では農業委員会が中心になりながら、やはり担い手に集積というか、あるいは集落営農の意向、こういったものについて、しっかりと地域の中で中心的な役割を担っていただきたい、という強い思いを私も持つておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） まあ、そういう考えで一つ農業委員会の方にもよろしくお願いをしたいと思いますが、で、今担い手の育成とか何とかの話の中で、今大山町内で認定農家が多分100、200ぐらいもっとおられるのかなと思っておりますが、その認定農家の人はかなり高齢化してるんじゃないかなと思っております。でこうやって担い手に農地を集約するとかいうあれの中で、大山町内で流動化率とかそういう数字なり、その県内でどれぐらいの位置にあるのかというのがもし分かたら教えていただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、農林水産課なのか農業委員会なのかどちらかが資料をもっておれば、まあ無いなら無い、含めて答弁すると思っておりますが、いずれにしてもおっしゃるような担い手の高齢化は進んできております。ただどの辺の年代を高齢者というのかというのが農業の問題、非常にそういう意味では難しいところでありまして、そういう意味では団塊の世代等、定年退職を迎えられた方々にとってもあと10年、20年は十分に農業をやっている、そういったまだ今の健康状態、年齢だというふうに思っております。そういった意味ではうまく地域の中の担い手なり中心的な人がうまく地域の中でそれぞれ移行していくという、そういったその仕組みづくりが大事かなと思っております。まあ常日頃申し上げておるんですけど

も、農地、日本の場合、農地とか農業というのがどうしても集権の意識が強すぎるがために、人に貸すとか譲るとかというのが全くなかなか意識の中になく、だから農業経営を誰か別の人に経営ごと会社のようにごっそり売るとか譲るとかということがなかなかできない。そうするとその自分である程度の基盤を作ってきた部分を次、自分の家の中に後継者がいなければ、他に新しく就農したい人があっても、それを基盤をごっそりそのまま経営を譲るなんていうそういうのが日本の風土の中になく。ここら辺が農業の弱さかなとある意味で思ったりしております、そういったことも一つの課題だと思えますが、いずれにしても担い手というのは、おっしゃるように、若い担い手がなかなか育っていないのは事実でありまして、そういった取り組みも当然課題として取り組んでいかなければならないと思っております。具体的な数字をどちらかが持つておるようでありましたら、それぞれ答弁したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（高見晴美君） ただいま秋田議員さんから農地の流動化率と県内でどれくらいの位置かというお尋ねがございましたが、大変申し訳ありません。資料を持ってあがっておりませんので、お答えすることができません。

○議員（9番 秋田美喜雄君） あとで結構です。次いきます。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 今のは…… 高齢化が進みまして……まあその辺を今どういう考えでこれから町長、いつも会合出るたびに……

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君の質問の途中ですが、4回目となりますが、時間が非常に待っていただいたということで認めますので。

○議員（9番 秋田美喜雄君） いや、なら終わります。申し訳ないので。

○議長（鹿島 功君） いや、認めますので。

○議員（9番 秋田美喜雄君） いいです、いいです。

○議長（鹿島 功君） 認めますので、どうぞ続行してください。

○議員（9番 秋田美喜雄君） ちょっと私の方があれしたんかなと思つて。これ項目わけたつもりだったんですね。後継者不足の。一問一答方式で。だけ、次進むつて言つたんですね。申し訳ないですね。私の方が悪かったです。

で、今まあそういう中で行政はどういうふうな考えなりなんなりで、言つたように町長出るたんびに、農業町だ農業町だと言つておられますけれど、後継者はなかなかいない。で、旧町でいくと、いろいろ経営が違いますから、で、その中で畜産農家というのはなぜか知らないけど後継者がいるんですよ。で、その辺が私もどういうあれかよく分かんないですけど、そうやって畜産農家がそれなりに後継者が育っている。けど、まあ果樹、園芸にしても後継者があまり育っていないというのが実状じゃないかなとは思つたりしてつてます。で、行政として、その辺をどのような考えで今後進まれるのかなと、

ちょっと一言で結構ですから。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 答弁させていただきますが、後継者の問題というのは非常に難しい課題だというふうに思っております。とても大山町だけの農業施策で解決できる課題ではないだろうというふうに思っております。いずれにしても、今例事としてお示しになった畜産農家、また特に酪農農家等は、本当に今後継者結構おられます。まあそれは規模の問題で投資した分は何とか、なんていう思いもあるかもしれませんが、何代かの投資の中での長期的計画の中での経営もあるかもしれませんが、でもただそれだけではない。やはりそれなりの収益が上がっている農業だからではないかなというふうに思っております。それも経営のやり方だろうかというふうに思っておりますけれども、やはり基本的には何でもでありますけれども、そこで生活ができなければ事業とし業として、なりわいとしてやっぱりつけないわけでありますから、やはりいずれにしても、所得が上がる、儲かるという仕組みづくりをしていかなければならない、これが大きな解決策だろうと思っております。じゃあ、それが何故できる、どうしたらできるかというのがこれからの課題だというふうに思っておりますけれども。

だからその農業自体、本当に重要な産業だというふうに思っておりますが、その産業の大切さなり、魅力というものを、やはりわれわれは、若い人たちに伝えていかなければならない。子どもたちにも伝えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。ただきれいごとだけで、農業はいいからやれ、農業はいいからやれって言って生活ができなくちゃどうにもならんわけありますから、そういった意味で今何とかこの地域の農業、大山町小さな町としてでもできる取り組みの中で、農業のブランド化、農作物の有利販売の結びつける施策、これについては、単町でも取り組めるではないかということで、今施策の取り組みを力入れているところでもありますけども、大きな点で言えば、やはり農業、儲かっても農業というものに対して理解がないと若い人がなかなか就業しないということもあるわけでありましようから、やはり農業というものの大切さや魅力というものを子どもたちにやっぱり分かっていただく、理解させるような取り組みこれが必要だと思っております。これは家庭でもありますけれども、やはり学校教育の中でも、今ふるさと事業、地域教材を作りかけてますけれども、その中にやはり大山町の産業というものの中に、農業というものもやはり位置づけながらそこら辺のところも子どもたちに理解をさせていく、そんなことも大事ではないかなと思っております。どうか秋田議員さんも農業はえらいなんて言わずに、「農業は楽しんでええで」というようなことを是非ともお孫さんや地域の子もたちにお伝えいただければ、僕もやってみたいという気持ちになるのではないかななんて思ったりしているところであります。以上であります。

○議員（9番 秋田美喜雄君） はい、終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 秋田議員さんにはご協力いただきまして30分前に終了いたしました。ありがとうございました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次会は6月20日に本会議を再開いたしますので、定刻までに本議場に参集願います。本日はこれにて散会いたしたいと思います。ご苦労さんでした。

午後4時28分 散会